

第2期
室戸市子ども・子育て支援計画
令和2年度～令和6年度

令和2年3月

目次

第1部 計画策定にあたって.....	1
第1章 計画の基本的性格.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 他計画との整合性.....	2
5. 計画の策定体制.....	3
6. 計画の推進体制.....	3
第2章 計画の基本的考え方.....	4
1. 計画の基本理念.....	4
2. 計画の視点・目標.....	5
3. 計画の施策体系.....	7
第2部 子ども・子育て支援に関する室戸市の現状.....	8
第1章 人口等の現状.....	8
1. 人口と世帯数の状況.....	8
2. 合計特殊出生率・出生数の推移.....	10
3. 未婚率の状況.....	10
4. 女性の就労状況.....	11
5. 教育・保育施設の状況.....	11
第2章 ニーズ調査結果.....	12
1. 調査の概要.....	12
2. 結果の概要.....	13
第3章 第1期計画の評価.....	20
1. 幼児教育・保育の進捗評価.....	20
2. 地域子ども・子育て支援事業の進捗・評価.....	22
3. 次世代育成支援事業の進捗・評価.....	25
第4章 室戸市の子ども・子育てにおける課題のまとめ.....	29
1. 幼児教育・保育の安定的な提供.....	29
2. 女性の社会参画と地域の子育て支援への理解の促進.....	29
3. シビックプライドの醸成.....	29
第3部 子ども・子育て支援事業計画.....	30
第1章 教育・保育提供区域の設定.....	30
1. 教育・保育提供区域の設定.....	30
第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策.....	31
1. 量の見込みの推計手順.....	31
2. 子どもの人口の推計.....	32
3. 家庭類型（現状・潜在）の算出.....	33
4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策.....	34

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策.....	36
第4章 子ども・子育て支援の推進.....	41
1. 幼児教育・保育の一体的な提供.....	41
2. 幼児教育・保育の無償提供の推進.....	41
3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	41
4. 子育て支援に必要な人材等の育成・確保.....	41
5. 幼児教育・保育アドバイザー（仮称）の設置.....	41
6. 幼児教育・保育の質の向上.....	42
第5章 子どもと子育て世代の包括的支援.....	43
1. 子育て世代包括支援センター事業の推進.....	43
2. 社会的養育等の必要な子どもへの支援.....	43
3. 子どもの貧困対策の推進.....	44
4. 様々な支援を必要とする子どもへの対応.....	46
第4部 次世代育成支援行動計画.....	49
第1章 次世代育成支援施策の推進.....	49
1. 地域における子育て支援.....	50
2. 子どもと保護者の健康づくり.....	56
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	59
4. 子育てを支援する生活環境の整備.....	61
5. ワーク・ライフ・バランスの推進.....	66
資料編.....	67
室戸市子ども・子育て支援会議設置条例.....	67
室戸市子ども・子育て支援会議委員名簿.....	68
策定の経緯.....	69

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画の基本的性格

1. 計画策定の背景

我が国の少子化は急速に進行しています。合計特殊出生率は3年連続で低下しており、平成30年で1.42となっています。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。また、貧困状態にある家庭の経済状況が子どもの学力や進学に影響し、それが成人後の就労等に影響することで、結果として貧困状態が連鎖してしまうことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことが急務となっています。

国においては、平成27年4月から子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」。）が施行されました。新制度のもとでは、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量と質の確保、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが必要となっています。

また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられています。

さらに、子どもの貧困対策については、平成26年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、対策の一層の推進を図るべく、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されるとともに、市町村においても子どもの貧困対策の推進が努力義務とされました。

『第2期室戸市子ども・子育て支援計画』（以下「本計画」という。）は、近年の社会潮流や室戸市（以下、「本市」）の子どもを取り巻く現状、また、『室戸市子ども・子育て支援計画』（以下「前回計画」という。）の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保すること、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第六十一条に基づく市町村行動計画で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、策定するものです。

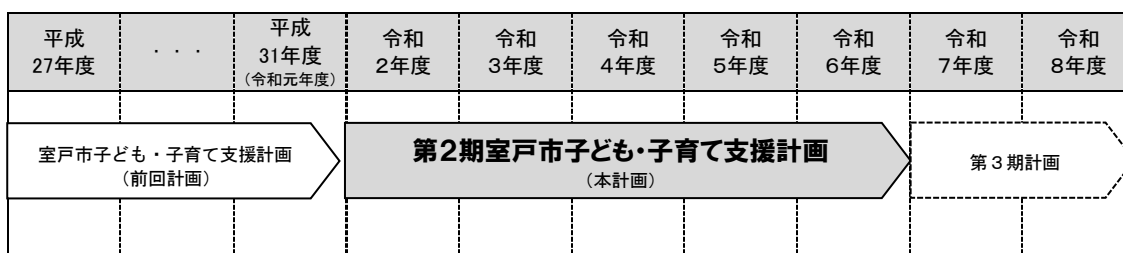
また、「次世代育成支援対策推進法」第八条に基づく「市町村行動計画」、さらに、貧困の状況にある子どもに対する教育、生活、保護者の就労、経済的支援について、必要な施策を展開していくため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第九条に基づく「子どもの貧困対策計画」を内包した子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。

また、「室戸市総合振興計画」を上位計画として、総合振興計画の7つの施策大綱の1つである、「心身ともに健やかな子どもの育成」を実現するための部門別計画となります。

この計画の推進にあたっては、関連する既存計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めるものとします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っていきます。



4. 他計画との整合性

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、「室戸市総合振興計画」が掲げる7つの施策大綱の1つである、「心身ともに健やかな子どもの育成」を実現するための計画として、具体的な施策等を示したものです。

また、第5期室戸市障害者計画や室戸市教育基本振興計画など、関連する計画との整合性を図りながら策定したものです。

5. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態や子育て支援に関する市民ニーズ等を把握するために、就学前児童の保護者を対象に「室戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 室戸市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等及び子育て当事者で組織する「室戸市子ども・子育て会議」において、計5回の審議を行い、幅広い意見の集約と調整を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

(4) 庁内策定体制

本計画は、子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、教育委員会、総務課、企画財政課、福祉事務所、保健介護課などと連携や緊密な調整を行いながら、全庁的な策定体制で取り組みました。

6. 計画の推進体制

策定した目標・施策の実現に向けて、市民、教育・保育関係者、企業・団体等と連携を図り、室戸市が一体となって取組を推進します。

また、室戸市子ども・子育て支援会議設置条例（平成25年条例第29号）に基づく、「室戸市子ども・子育て会議」により、事業の進捗状況の点検・評価を定期的に行うことで計画の進捗管理を行います。

第2章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

豊かな自然の中で、のびのび育て、笑顔あふれる元気いっぱい室戸の子

本市は、豊かな自然を守りながら、漁業と農業を中心に地域経済が発展してきました。

しかし、基幹産業の一つである漁業の低迷や若年層の都市圏への流出、少子高齢化の急速な進行等により、子どもたちが集団生活を送ることが難しい地域が発生するなど、多くの課題を有していますが、「ユネスコ世界ジオパーク」に代表される恵まれた豊かな自然、歴史・文化を数多く有しています。

子育てについては、本市の豊かな自然環境の中で、子どもの最善の利益が実現され、保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、地域住民、学校等関係者なども含めたすべての市民が、「子どもたちの自ら学び育つ力」を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行っていくことが重要と考えます。

地域社会全体で、子どもを育てる力を高めることにより、子どもたちが室戸市に深い愛着と誇りを持ち、将来の担い手として自立し、自らの子どもを安心して生み育てていくことができる環境整備を目指して、本市の地域特性を最大限に活かした施策を展開すること等、「ふるさとを愛し、心身ともに健全な生きる力を身に付けた子どもたち」の育成と子育て支援の充実を目指します。

2. 計画の視点・目標

(1) 計画策定の視点

基本理念の「豊かな自然の中で、のびのび育て、笑顔あふれる元気いっぱい室戸の子」を実現するためには、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、市民、教育・保育関係者、企業・団体、行政等が、共通の視点を持って取り組む必要があります。本計画の推進に関しては、以下の4つの視点を定めます。

子どもの最善・利益を尊重する視点

「児童の権利条約」第3条に規定されている、「子どもの最善の利益」を尊重する視点を持って施策を展開します。保護者のニーズと子どもの思いが一致しない場合も多々ありますが、本計画では「子どもの最善の利益」を尊重した施策展開に努めます。また、子どもの最善の利益を実現するためにも、子どもや子育て家庭の置かれている状況や地域の実情、子ども自身の意見等を踏まえた上で、配慮の必要な子どもや、社会的養育の必要な子どもへの対応など、適切な子育て支援に取り組めます。

次代の親の育成という視点

子どもは次代の親になるとの認識のもと、豊かな人間性を形成し、新たな家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組む必要があります。

親づくりの視点として、将来、子どもが親になったときに「子育てを楽しく思える」「子育てに喜びや生きがいを感じられる」親が増加することを目指します。

また、既に親となった世代が子育てを通じて、親として成長することができるよう、地域、教育・保育関係者、企業・団体等が、親の成長を見守る、支える視点を持って各施策を展開します。

地域社会全体で子育てを見守る視点

本市は、少子高齢化が急速に進行していることから、近所付き合いの希薄化、地域の教育力の低下が課題となっています。家庭と並んで子どもの成育に重要な環境である地域社会について、失われつつある地域の大人の「つながり」を再構築し、地域社会全体で子育てを支援していくという気運を高めることが大切です。

各施策を展開するにあたっては、地域に根付いた「つながり」と協働しながら、子育て家庭を見守る、支援する視点を持って取り組みます。

サービスの質の視点

子育て家庭が、安心してサービスを利用できる環境を整備するには、サービスの「量」の確保と併せて、「質」を確保することが重要となります。

市民のニーズに対応したサービスと質の向上を図るためにも、子育て情報の提供や子育て相談窓口の整備、育児中の母親への支援、専門職による相談体制等の充実を図ることで、親の不安や負担感を払拭し、安心して子育てができるような地域社会を目指します。

また、新たな室戸市子育て世代包括支援センターを核とした総合的な子育て支援に取り組めます。

(2) 計画の目標

地域における子育て支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスが利用しやすく、より有効なものとなるよう取組を推進します。

また、多様化する就労形態に対応したきめ細やかな保育サービスの充実等に取り組み、子育て家庭が必要とする情報の提供や相談の充実を図るとともに、子育て中の親の仲間づくりを推進し、地域における子育て支援の充実に向けた各種活動の活発化に努めます。

子どもと保護者の健康づくり

すべての子どもと子育てをする親の健康確保に向け、妊娠、出産から乳幼児期を通じ、母と子の健康づくりや相談・指導を通じた育児不安の軽減に努めるとともに、関係各課と連携を図りながら、食育の推進や思春期からの健康づくりの充実を図ります。

また、安心して子どもを生み、育てられるよう小児医療体制の充実にも努めるなど、保健・福祉・医療に関わるサービスが総合的かつ安心して受けられるよう関係機関の連携に努めます。

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもたちが成長とともに豊かな心、健やかな身体、確かな学力を育んでいくことができるよう、保小連携に加え、家庭、地域が連携して、それぞれが本来持つ教育力の向上を図ります。

また、本市が有する豊かな自然や歴史を活かした、社会体験や自然体験、地域における異年齢児・世代間交流等を通じて、「ふるさとを愛し、心身ともに健全な生きる力を身に付けた子どもたち」の育成に努めます。

子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子育て家庭に配慮した住宅や居住環境の整備に努めます。

また、子どもやその保護者が安全に通行することができる道路交通環境の整備、安全な遊び場の確保、犯罪の防止と子どもたちの安全を守る防犯対策など、地域住民と協力、連携しながら、子どもの安全確保に向けた環境整備に努めます。

男女がともに活躍できる社会の推進

共働き世帯が増加している中、男女が協力して子どもを生み育てられる家庭を築けるよう、男性を含めた働き方の見直し等、企業に対して理解と協力を求めます。

また、男女を問わず育児休業等の普及啓発、多様な働き方の実現など、子育てしながら働きやすい環境づくりに向けた取組を推進します。

社会的養育等が必要な児童への支援体制づくり

子どもの心身の健全な発育に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、市民、関係機関等と連携した取組を推進します。

また、ひとり親家庭への適切な支援サービスと相談体制の充実、障がい児が身近な地域で生活でき、障がいの程度に応じた保育・教育の場を整備するなど、一貫した総合的な取組を推進します。

3. 計画の施策体系

<基本理念>

豊かな自然の中で、のびのび育て、
笑顔あふれる元気いっぱい室戸の子

子ども・子育て支援事業計画	教育・保育提供区域の設定	
	幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策	
	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策	
	子ども・子育て支援の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 幼児教育・保育の一体的な提供 2. 幼児教育・保育の無償提供の推進 3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 4. 子育て支援に必要な人材等の育成・確保 5. 幼児教育・保育アドバイザー（仮称）の設置 6. 幼児教育・保育の質の向上
	子どもと子育て世代の包括的支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て世代包括支援センター事業の推進 2. 社会的養育等の必要な子どもへの支援 3. 子どもの貧困対策の推進 4. 様々な支援を必要とする子どもへの対応
次世代育成支援行動計画	地域における子育て支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域における子育て支援サービスの充実 2. 保育サービスの充実 3. 子育て支援のネットワークづくり 4. 児童の健全育成 5. 地域等との交流の推進
	子どもと保護者の健康づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもと保護者の健康の確保 2. 「食育」の推進 3. 思春期保健対策の充実 4. 小児医療体制の充実
	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次代の親の育成 2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 3. 家庭や地域の教育力の向上
	子育てを支援する生活環境の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 良好な居住環境の確保 2. 安心して外出できる環境の整備 3. 子どもの安全・安心の確保 4. 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進 5. 経済的負担の軽減
	ワーク・ライフ・バランスの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多様な働き方の実現 2. 仕事と子育ての両立の推進

第2部 子ども・子育て支援に関する室戸市の現状

第1章 人口等の現状

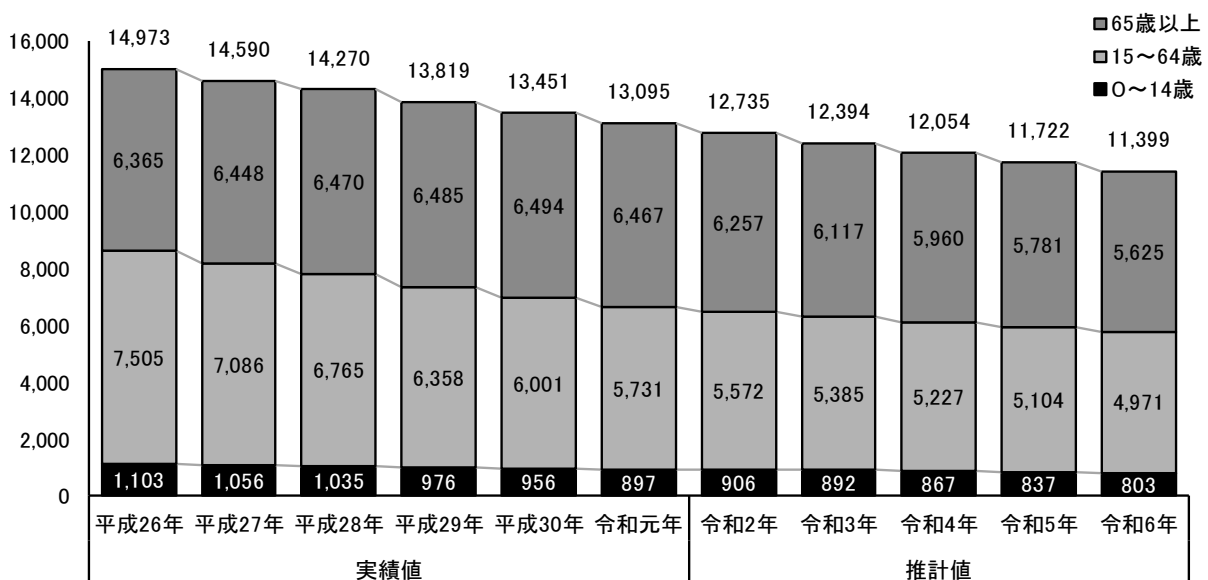
1. 人口と世帯数の状況

本市の人口は連続して減少で推移しており、年間300～400人近い減少が続いています。今後も減少が続くと推計されます。

年齢別では、今まで増加傾向にあった65歳以上人口は減少に転じると考えられます。0～14歳の人口も平成29年には1,000人を下回っており、本計画期間中には800人程度まで少子化が進むことが予測されます。

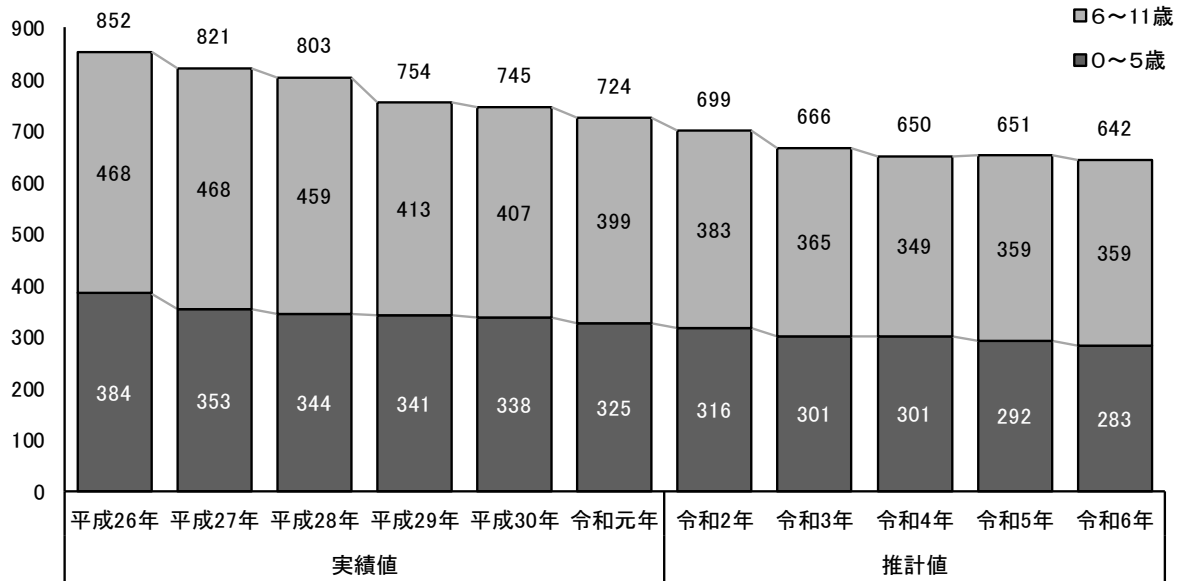
人口の減少と相まって、世帯数の減少も続いています。ひとり親家庭の割合はやや減少していますが、100世帯以上がひとり親となっています。

■ 人口の推移と推計(人)



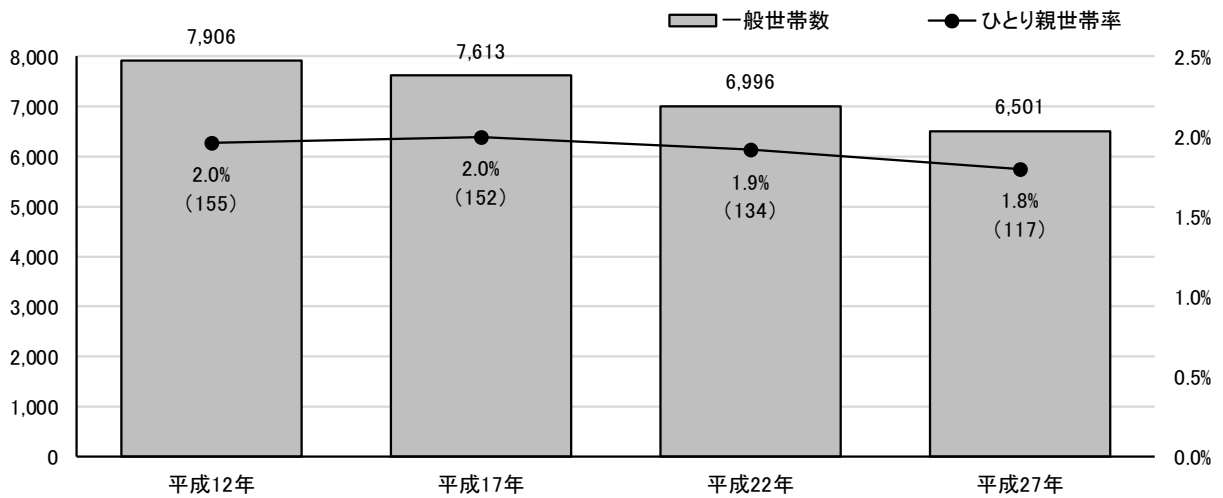
住民基本台帳人口より推計

■ 0～11歳人口の推移と推計(人)



住民基本台帳人口より推計

■ 一般世帯数の推移と、ひとり親家庭の割合(世帯、%)



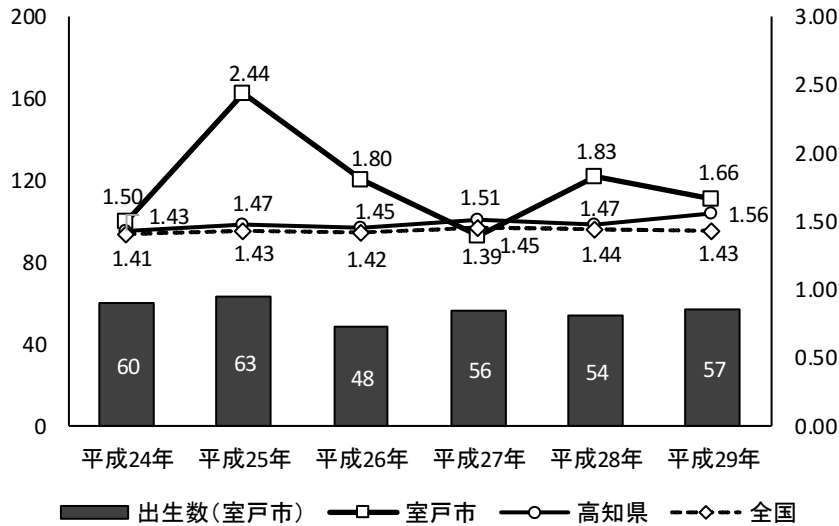
※()はひとり親世帯数

国勢調査

2. 合計特殊出生率・出生数の推移

本市の合計特殊出生率は概ね国、県を上回る値で推移していますが、出生数で見ると平成26年以降60人を下回って推移しており、出生数の増加とは直結していません。人口減少の影響により子育て世代そのものが減少しているためと考えられます。

■ 出生数と合計特殊出生率(人、%)



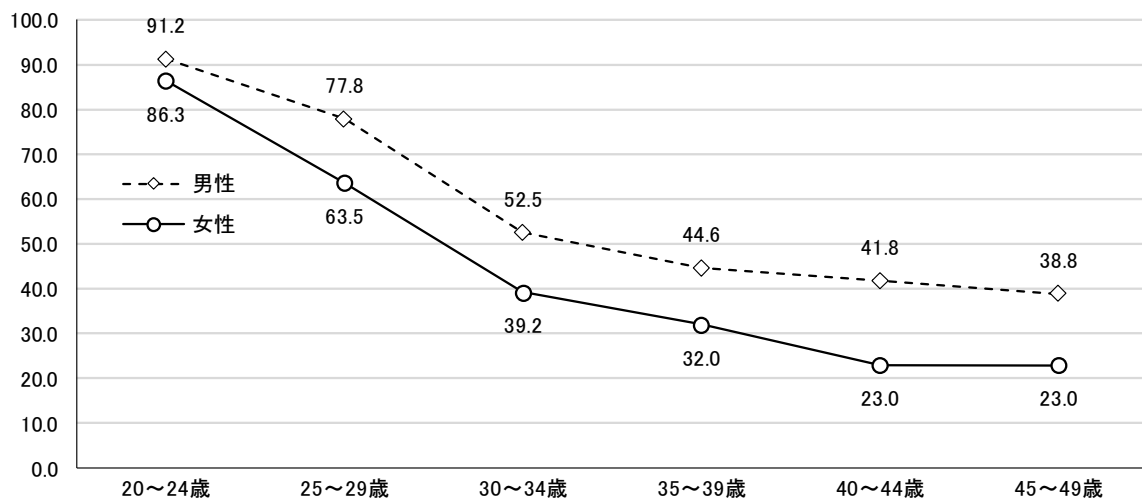
高知県健康づくり支援システムより

3. 未婚率の状況

本市の未婚率は30～34歳男性で52.5%と半数を超えており、40歳代でも約4割が独身となっています。

また、女性においても40歳代で約4分の1近くが未婚となっています。

■ 男女別未婚率(%)



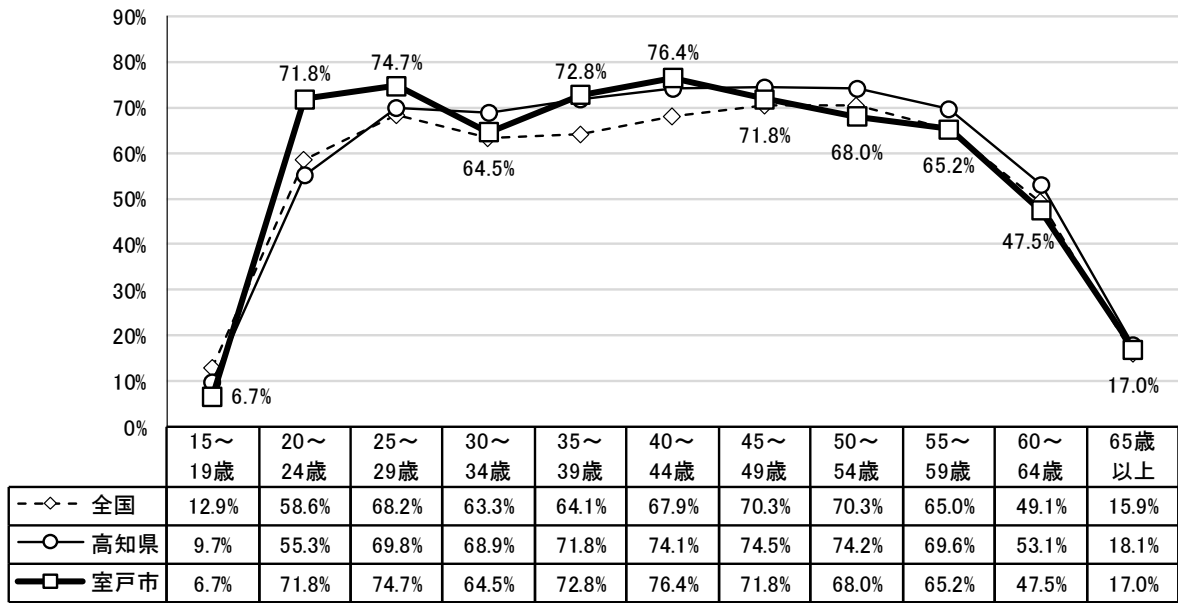
平成27年国勢調査

4. 女性の就労状況

本市の女性の就労率は、20代、及び35～44歳で高知県平均より高い値となっています。

しかし、30～34歳での離職が多いことが課題としてあげられるほか、45歳以上の就業率に落ち込みがみられます。

■ 女性の就労状況(%)



平成27年国勢調査

5. 教育・保育施設の状況

前期計画期間中に保育所等の統合、再編成が進み、令和元年現在では7施設（内公立3）が運営されています。

■ 教育・保育施設の状況

施設名	設置主体	定員	延長 保育	一時 預かり	障がい児 保育
佐喜浜保育所	室戸市	30			○
大谷保育所	室戸市	30			○
羽根昭和保育所	室戸市	40			○
菜生保育所	(社福)菜生保育協会	30			○
むろと保育園	(社福)むろと福祉協会	140		○	○
元保育所	(社福)元保育協会	30			○
吉良川第一保育所	(社福)吉良川保育協会	50	○		○

第2章 ニーズ調査結果

1. 調査の概要

(1) 調査目的

本計画の策定にあたり、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズを把握し、計画を検討する基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象

室戸市在住の就学前の児童を持つ保護者270人を対象

■ 配布数及び回収結果

	配布数（件）	回収数（件）	回収率（％）
就学前児童	270	218	80.7

(3) 調査方法

保育所での調査票の配付・回収（保育所利用児童の保護者：219件）

郵送による調査票の配布・回収（保育所を利用しない児童の保護者：51件）

(4) 調査期間

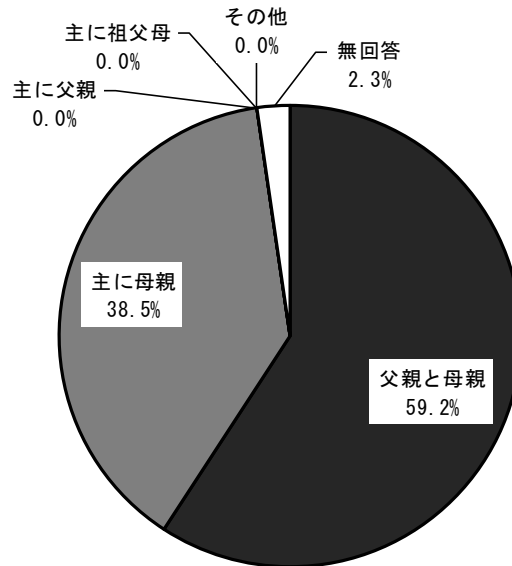
平成31年1月8日～同年1月21日

2. 結果の概要

(1) 主に子育てを行っている人

父母がともに子育てを行っている世帯が約6割となっています。

(SA) N=218

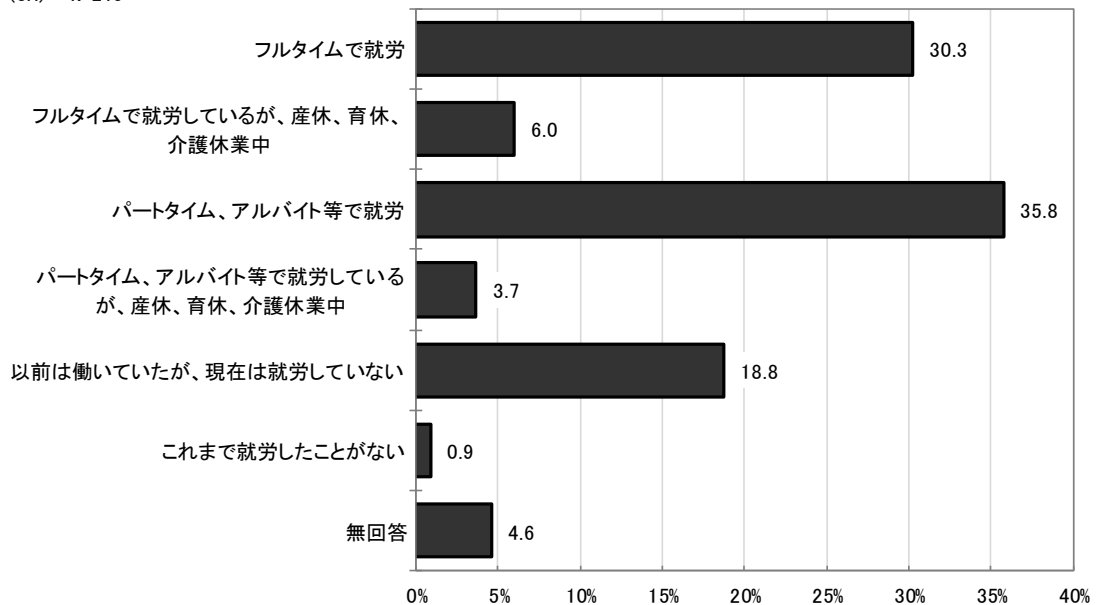


(2) 母親の就労状況

母親の就労状況では、合計で約8割が就労しています（育休中を含む）。

一方で、就労していない人が18.8%、かつこれまで就労したことがない人が1%未満であることから、ほぼすべての女性に就労経験があり、無職の方の内、出産、子育てを機に仕事を辞めた人がほとんどであると推測されます。

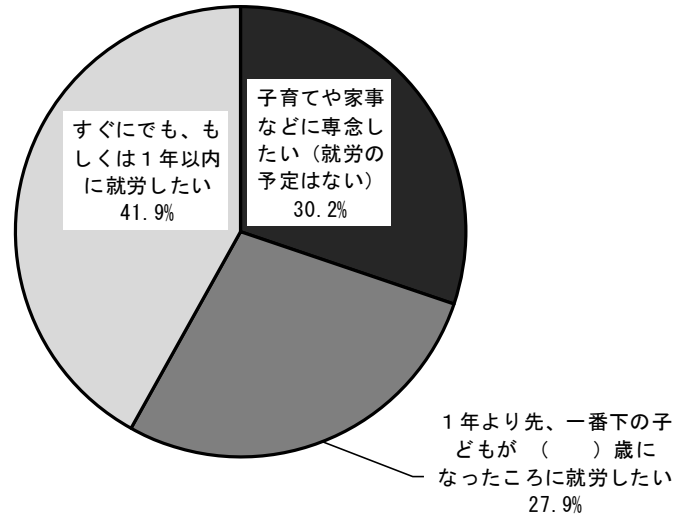
(SA) N=218



(3) 就労していない母親の就労希望

就労していない母親の約1割は就労希望を持っており、4割はすぐにでも働きたいと考えています。なお、就労したい子どもの年齢は「3歳」が6割となっています。

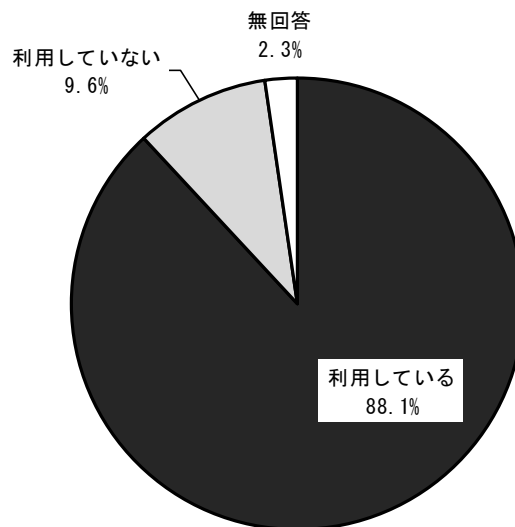
(SA) N=43



(4) 定期的な教育保育事業の利用状況

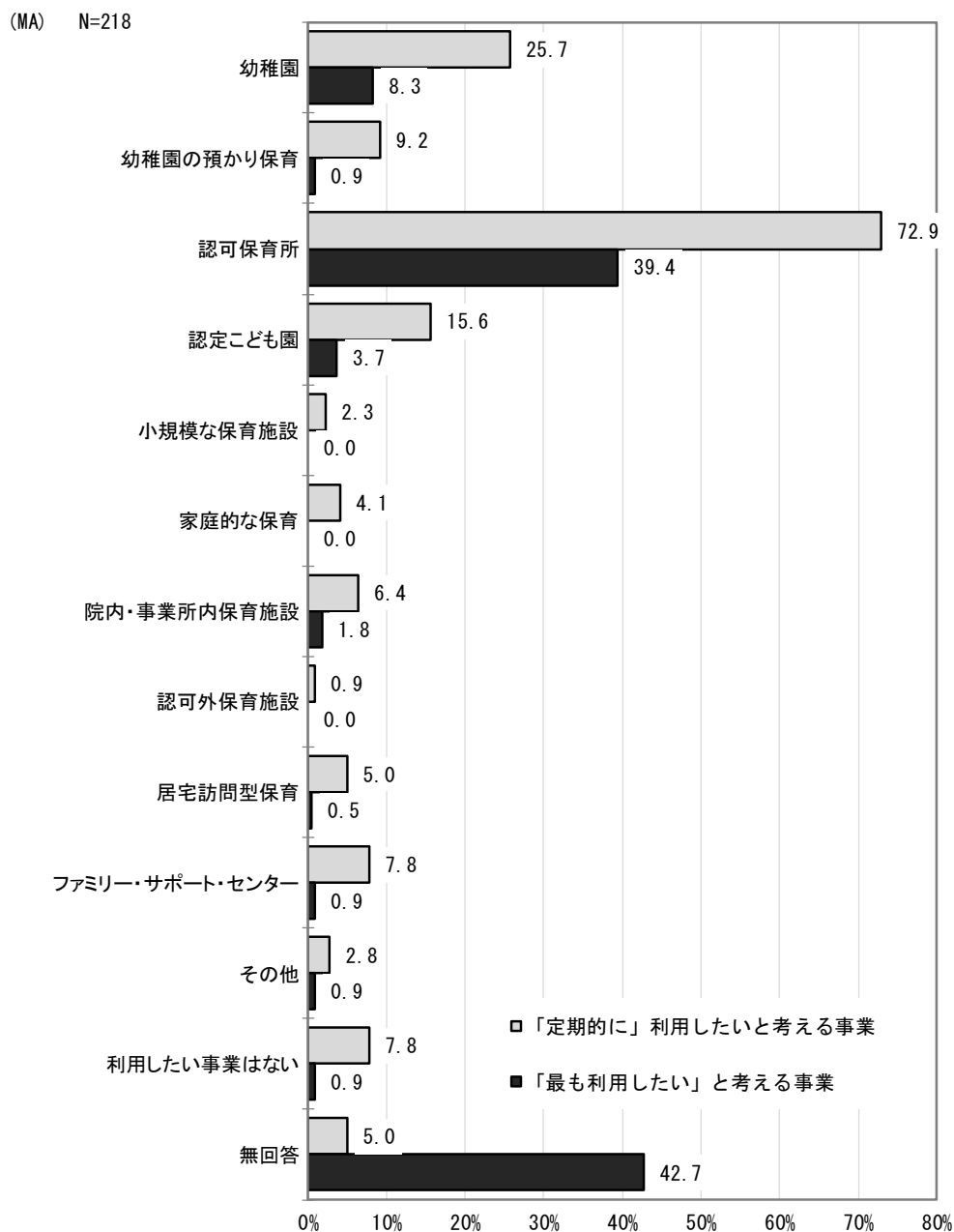
6歳未満の子どものおよそ9割が保育所等を利用しています。

(SA) N=218



(5) 今後の定期的な教育保育事業の利用希望

幼稚園、認定こども園などの、教育的視点を持ったサービスの希望が一定量みられます。現在の市内の幼児教育・保育の状況をみながら、教育的支援の充実が必要となっています。



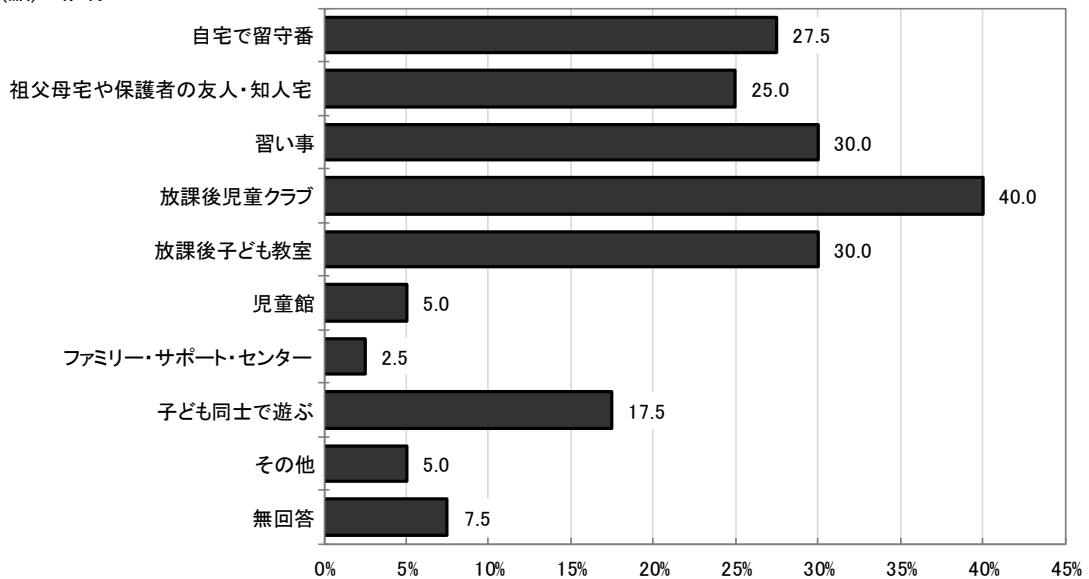
(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

調査後に小学生に上がる子どもの親に、小学校就学後の子どもの過ごし方の希望をうかがったものです。

4割が放課後児童クラブ、3割が放課後子ども教室を希望しており、安全な放課後の過ごし方については関心が高いことがうかがえます。

また、保育所等の延長保育が無償化されたことから、保護者の勤務時間が延びる恐れがあり、放課後の児童保育のニーズが高まることも考えられます。

(MA) N=40

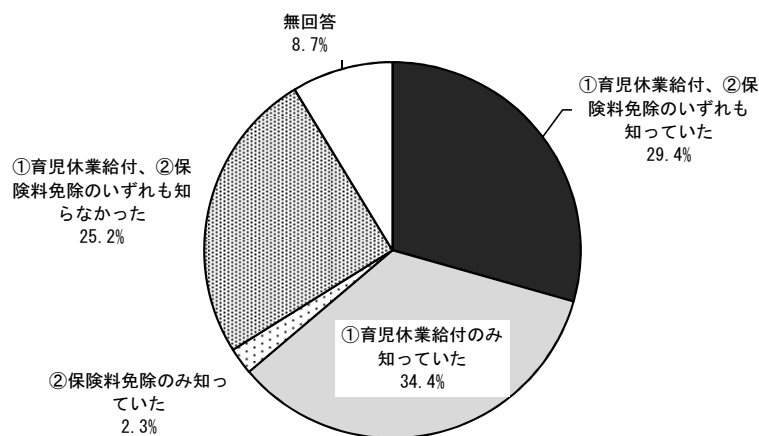


(7) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

① 育児休業等の認知度

回答者の約4分の1が、制度を知らないと回答しています。

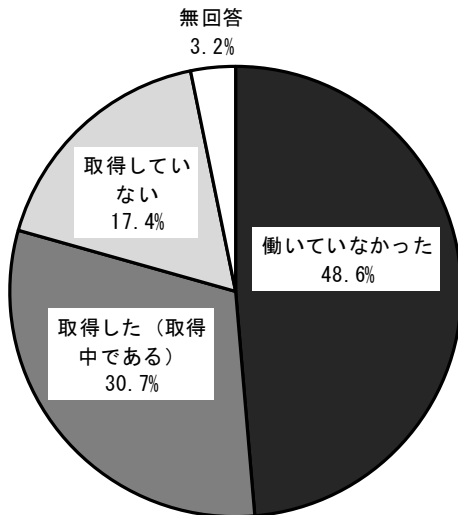
(SA) N=218



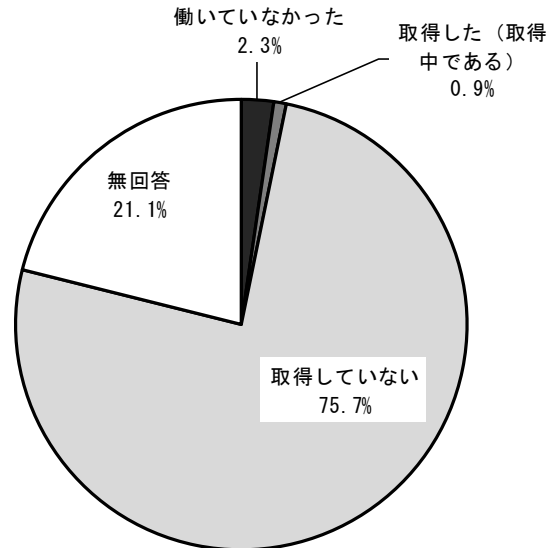
②育児休業の取得状況

母親と父親で取得状況が大きく異なっています。母親では出産時には退職していることが多いと考えられ、父親では取得していない人が大半となっています。

■ 母親

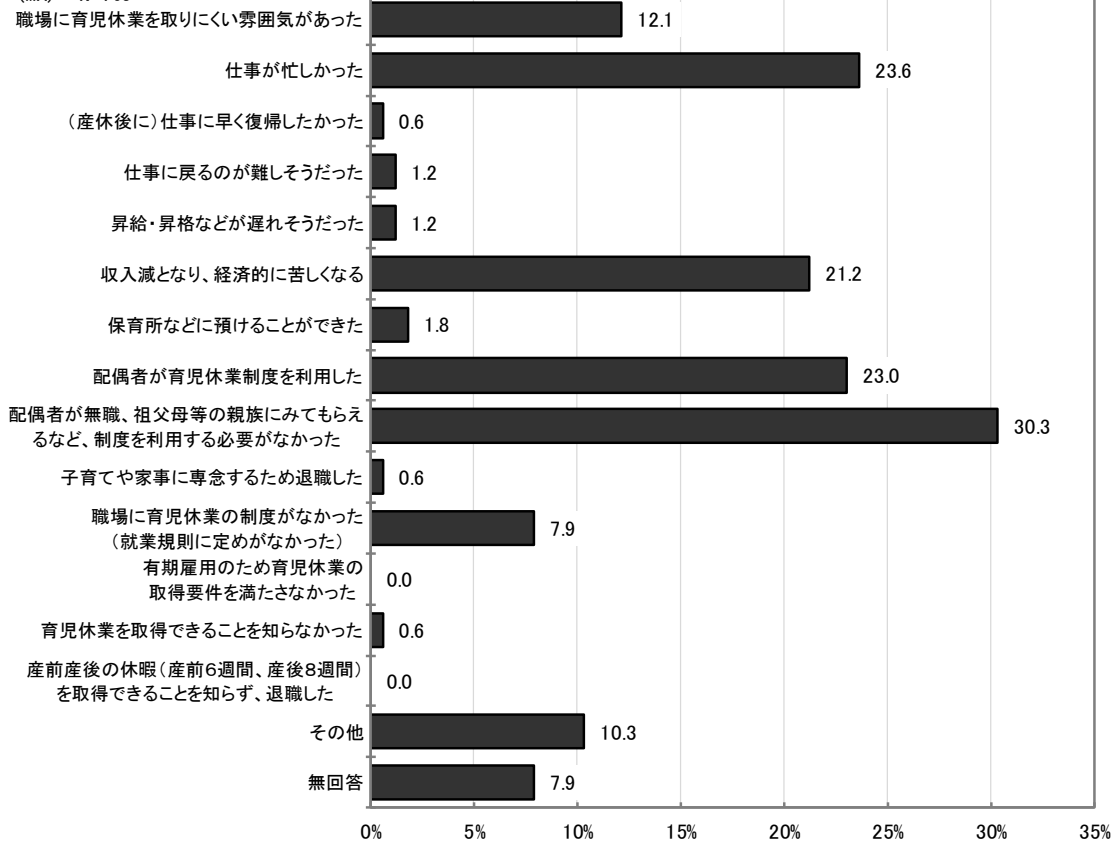


■ 父親



■ 『父親』が取得しなかった理由

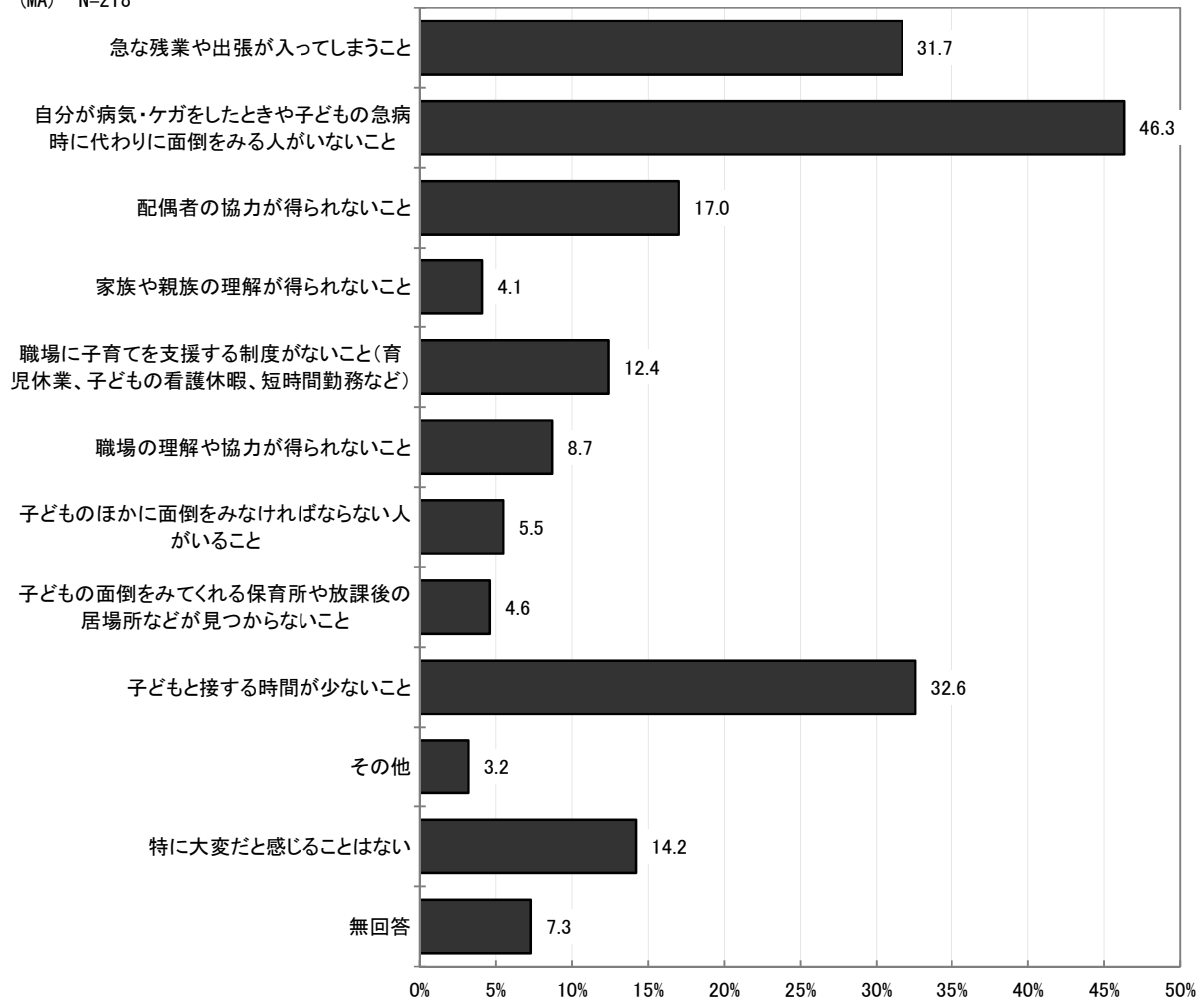
(MA) N=165



③仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

全体的な傾向として、仕事を優先せざるを得ない状況があるようにみられます。
また、子どもと接する時間が少ないなど、子どもを優先したい意識も見受けられます。

(MA) N=218



(8) 子育て支援サービスについて

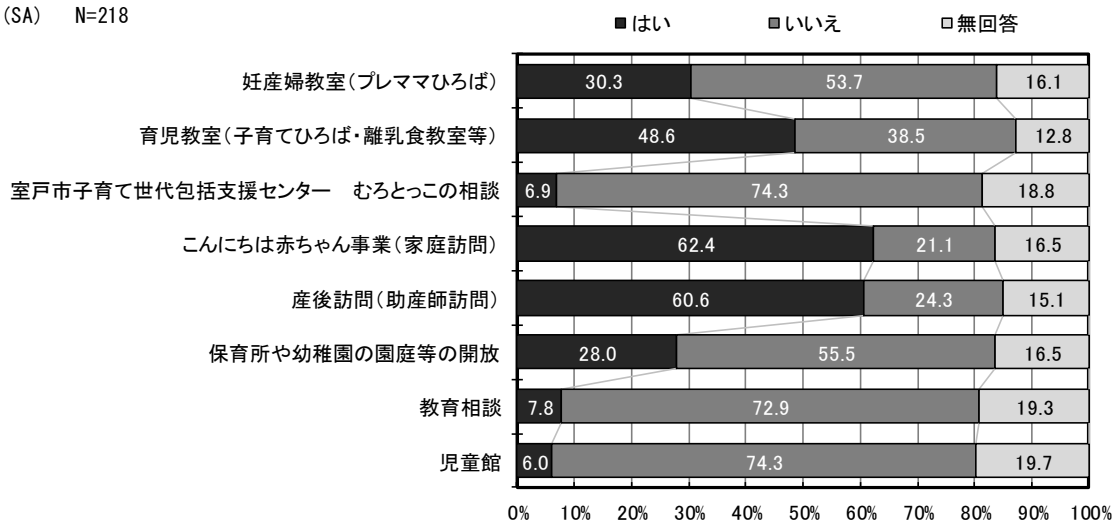
これまでに利用したことがある子育て支援サービスと、利用したいサービスには乖離がみられます。

教育相談や児童館など、子どもがある程度大きくなってからのサービスの利用希望が現状より高いほか、支援センターの相談事業の利用が、現状より大きく増加しています。

こんにちは赤ちゃん事業や産後訪問などについては、子どもがその時期を過ぎたため、利用希望が少ないものとみられます。

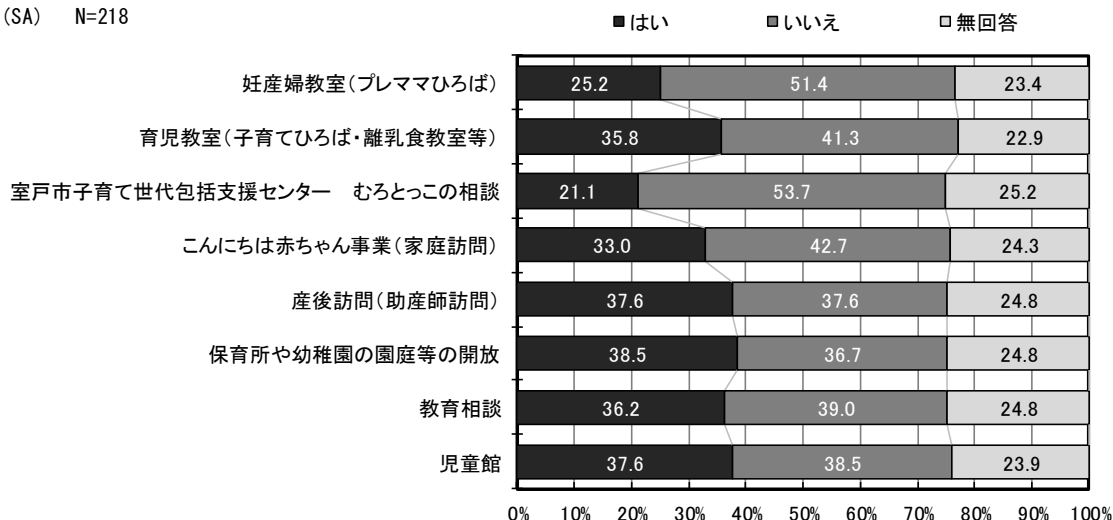
■ 利用したことがあるサービス

(SA) N=218



■ 今後利用したいサービス

(SA) N=218



第3章 第1期計画の評価

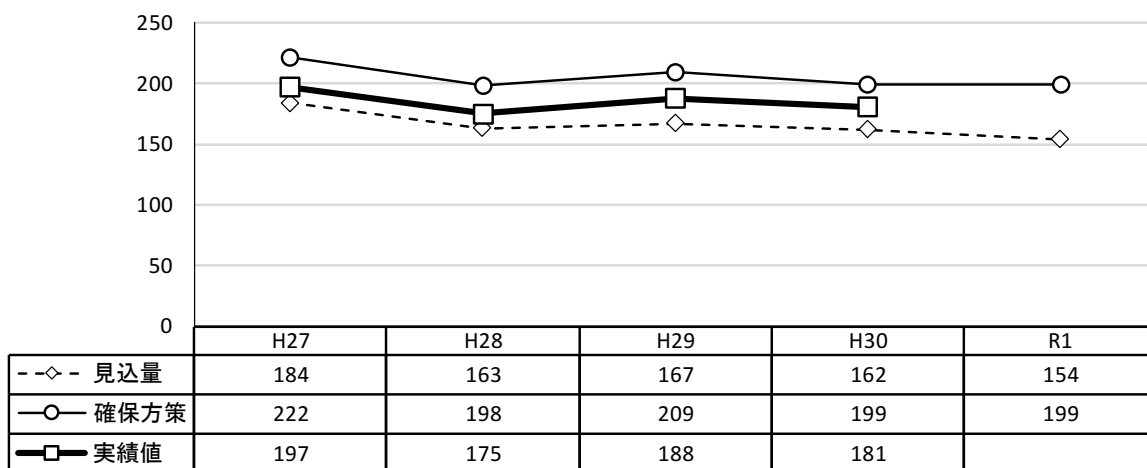
1. 幼児教育・保育の進捗評価

(1) 3歳以上の子ども

本市では、1号の子どもが通園する幼稚園の施設は設置されていません。

2号の保育所利用については、前回計画の見込みを上回りつつ、確保している定員を下回って推移しています。

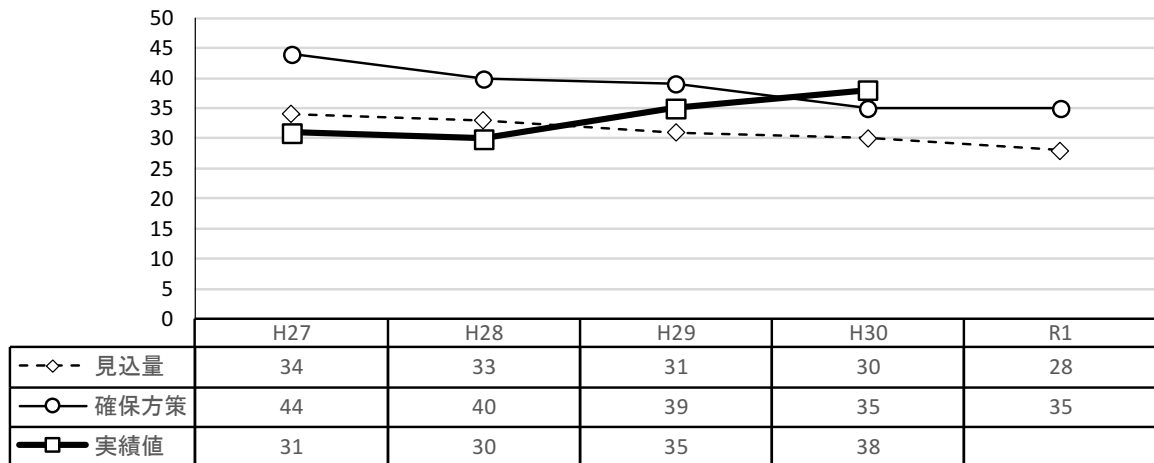
■ 2号認定者の利用実績(人)



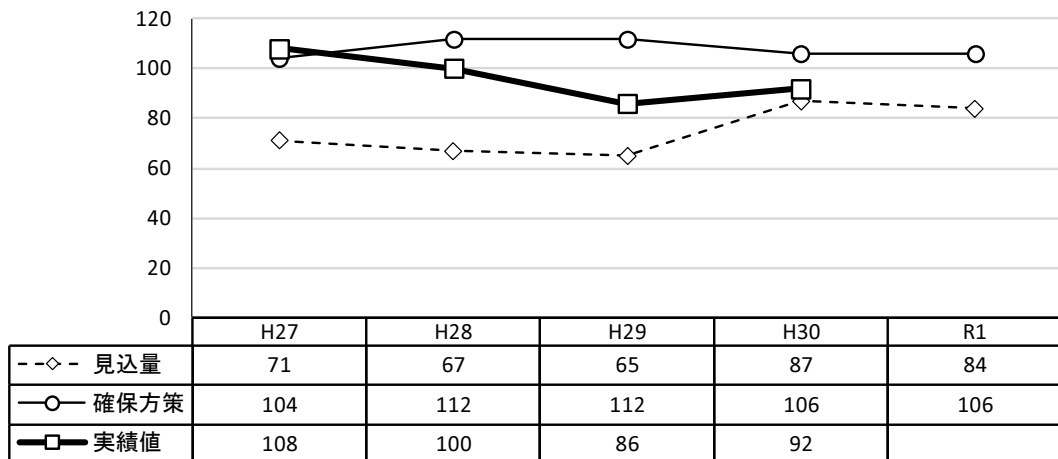
(2) 3歳未満の子ども

0歳児の保育については、平成29年から見込みを上回って推移しており、平成30年からは確保方策を上回っています。1～2歳の利用についても見込みを上回っていますが、確保方策以内で推移しています。

■ 3号認定(0歳児)の利用実績(人)



■ 3号認定(1～2歳児)の利用実績(人)

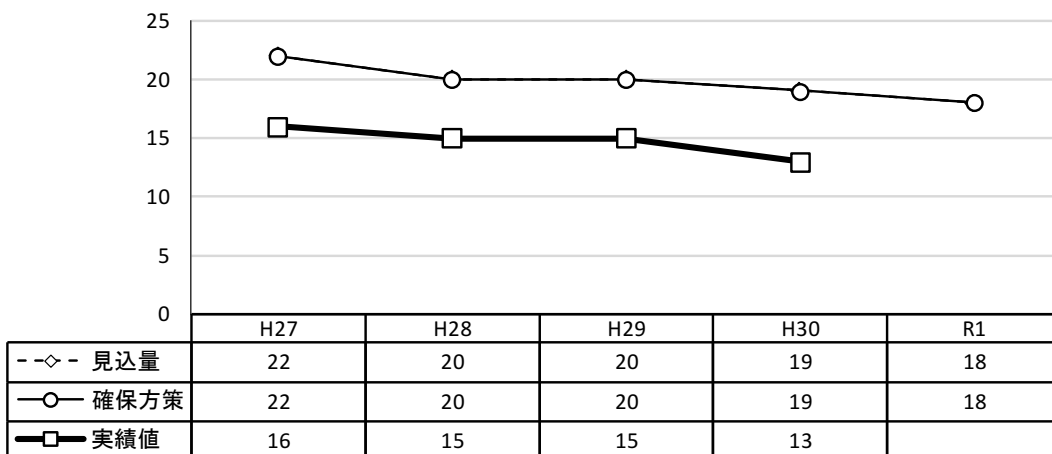


2. 地域子ども・子育て支援事業の進捗・評価

(1) 延長保育事業

延長保育は見込みを下回って推移しています。令和元年からの無償化に伴う動向を確認しながら、今後の充実を図る必要があります。

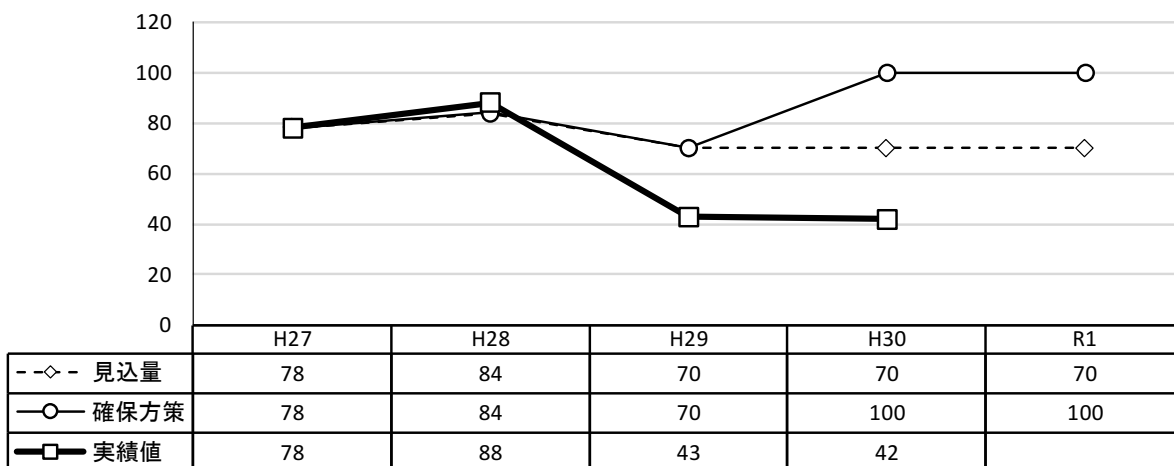
■ 延長保育事業の利用実績(人)



(2) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用は増減しながら推移していますが、概ね見込量に近い利用となっています。全国的に利用希望が増えていることもあり、今後の動向を注視していく必要があります。

■ 放課後児童クラブの利用実績(人)

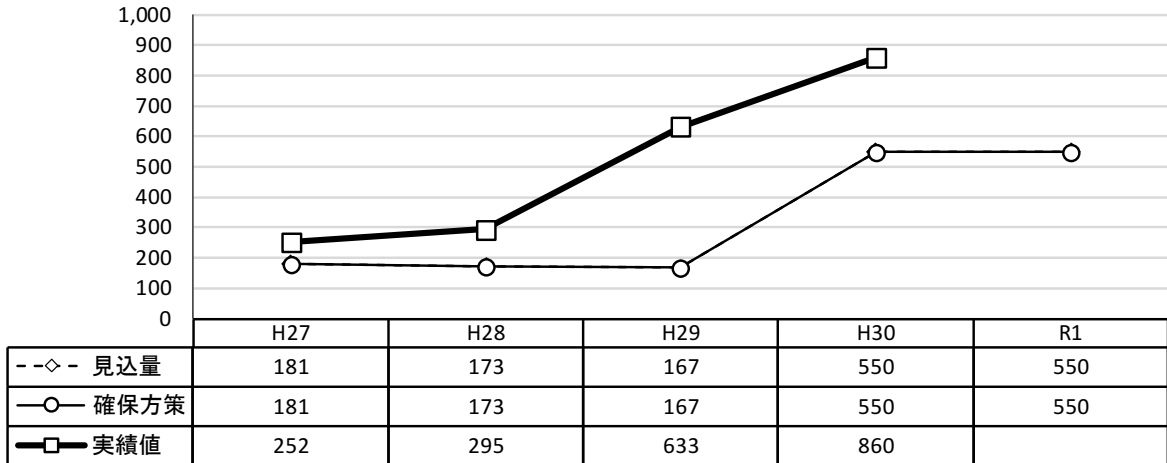


(3) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は見込みを上回る利用となっています。平成29年にセンターの定員の増加を前倒しにしたことにより、利用が伸びています。

本市では幼稚園がないため、両親が共働きでない世帯の子どもの受入先となっており、内容の充実が求められます。

■ 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)の利用実績(人日)

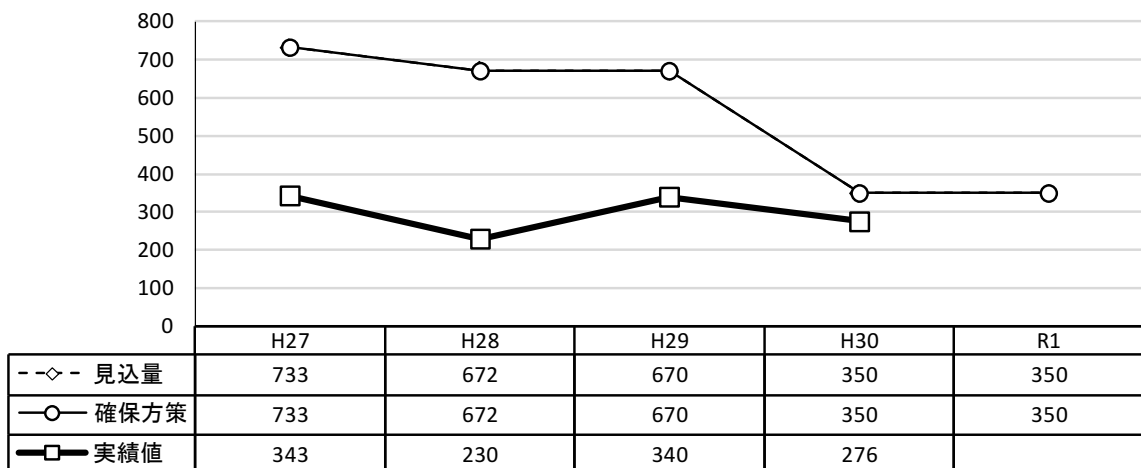


(4) 一時預かり事業

本市の一時預かり事業は、幼稚園利用者ではなく、その他の利用に限定されたものとなっています。

保育所等の統合事業により提供可能数に上限があるものの、概ね必要量を提供できている状態です。

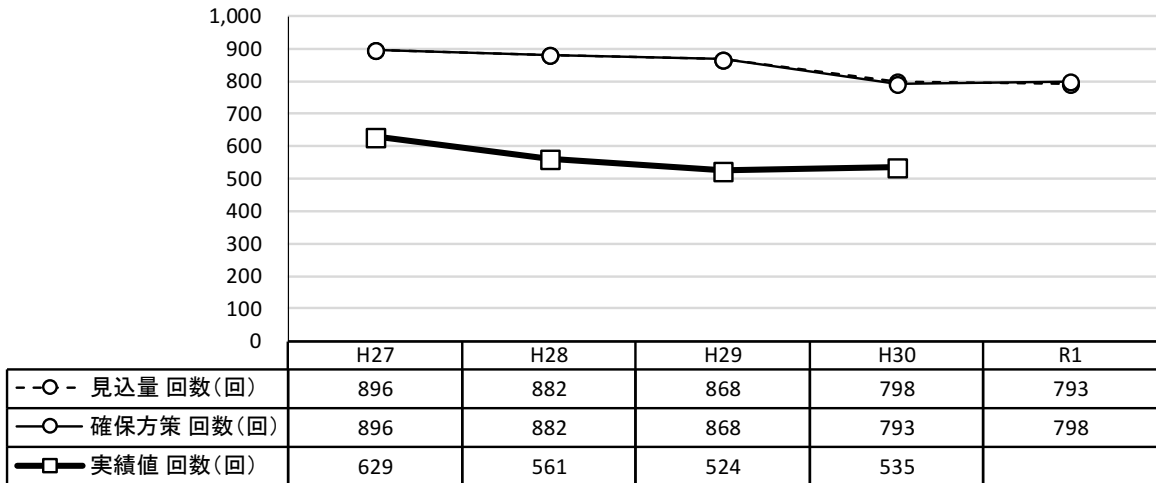
■ 一時預かり事業の利用実績



(5) 妊婦健康診査

母子手帳の交付者等の妊婦に対して、最大14回までの健康診査を行うものです。少子化の影響が続いていることや、一人あたりが最大回数まで利用していないこともあり、当初の見込みより少なく推移しています。

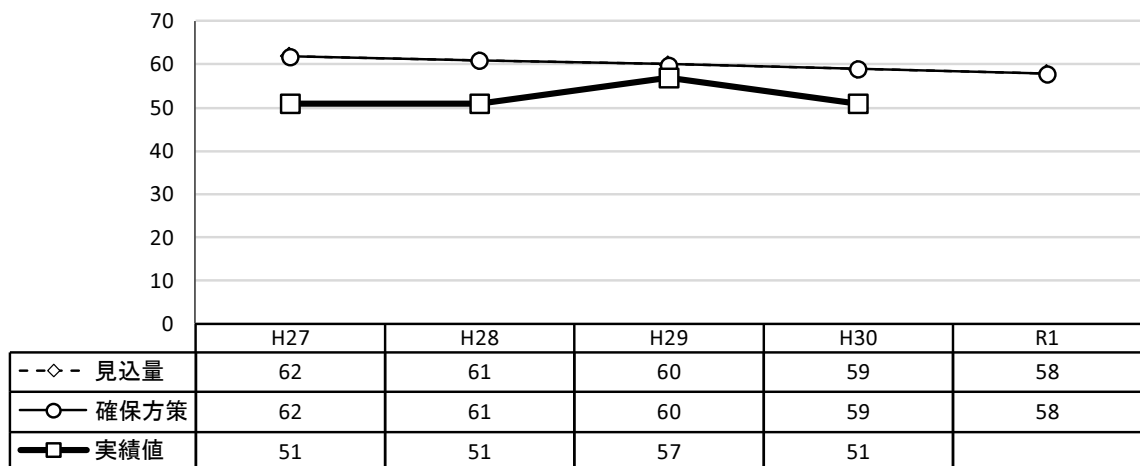
■ 妊婦健康診査の実施回数(人回)



(6) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる家庭に保健師等が訪問して、様々な相談に応じるものです。概ね見込み通りの利用に近づいています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の実施実績(人)



3. 次世代育成支援事業の進捗・評価

平成27年3月に策定した「第1期室戸市子ども・子育て支援事業計画」では、子ども・子育て新制度に基づく計画のほか、「次世代育成支援事業」を継承した子育て支援の施策も展開しています。

本計画の策定にあたって、次世代育成支援事業の進捗状況の検証・評価を行いました。

(1) 地域における子育て支援

平成27年度から子ども・子育て支援制度がスタートし、幼児教育・保育事業の一元的な提供が開始されました。本市においても保育所の統廃合をはじめ、保育サービスの充実を図ったほか、地域子ども・子育て支援事業の充実に取り組んでいます。

本市では幼稚園に相当する幼児教育施設がないため、保育所ですべてのニーズに対応していますが、アンケート調査では「幼稚園」「認定こども園」を希望するニーズが一定数あることから、保育所での教育カリキュラムの充実など、保護者のニーズに応じていく必要があります。

現代においては、子どもと地域の関係の希薄化も広がっており、アンケート調査では約15%が地域の人々の支えを感じていないという結果となっています。こうした市民は子育てへの不満も大きいものとみられます。地域の人や他世代間の交流、ふるさと教育などを通して、地域社会への帰属意識を持ち、お互い助け合い、支え合うまちづくりへとつなげることで、子育ての満足度を高めていくことが重要です。

また、地域の子育て情報の入手では、家族や友人などの身近な人や、保育所・学校からのお知らせからがほとんどを占めており、近年では携帯端末を使った情報収集が多くなっています。こうしたことから、市役所の窓口や広報媒体の充実だけではなく、地域住民や本人以外の家族・親族に向けた情報発信に加え、正しい情報を公式に配信するホームページやスマートフォンなどの活用が求められます。

施策	事業数	達成度別事業数				
		A 十分 できている	B やや できている	C どちらと もいえない	D あまり できていない	E まったく できていない
地域における子育て支援サービスの充実	4	1	3	-	-	-
保育サービスの充実	5	5	-	-	-	-
子育て支援のネットワークづくり	5	1	3	-	1	-
児童の健全育成	11	3	7	1	-	-
地域等との交流の推進	5	5	-	-	-	-

(2) 子どもと保護者の健康づくり

平成28年に母子保健法が改正され、親子の健康については、妊娠期から出産前後、子育てまでを包括的に支援する体制づくりが求められています。

本市では平成30年に子育て世代包括支援センター「むろとっこ」を設置し、母子保健から児童福祉までの切れ目のない支援に努めています。

食育についてはヘルスメイトや婦人会などの支援を受けて、学校等での取組が進んでいますが、乳幼児やその親に対する研修などについては、全員にできているわけではないことから、乳児健診等の機会を捉えた実施の充実が必要です。

小児医療については、市内に小児科医がないことなどから、その確保に努めてきましたが、実現していないのが現状です。今後とも小児医療体制の充実に向けた取組を進めるとともに、「むろと健康ダイヤル」などの電話相談の周知・活用を進めていくことが重要です。

施策	事業数	達成度別事業数				
		A 十分 できている	B やや できている	C どちらと もいえない	D あまり できていない	E まったく できていない
子どもと保護者の健康の確保	6	3	3	-	-	-
「食育」の推進	5	1	4	-	-	-
思春期保健対策の充実	3	2	-	1	-	-
小児医療体制の充実	1	-	-	-	1	-

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次世代を担う子どもたちの育成や教育環境の充実は、地域の持続可能性を高めるために重要な課題となります。

本市では、中・高校生が保育士の職場体験等を通して保育所等で乳幼児とふれあう機会を持ち、命や福祉の教育を実施しています。

また、学校教育については、特色のある学校づくりを推進するため、様々な分野の指導者を社会人講師として学校に派遣する事業を行っています。

今後も、心身の健やかな成長、確かな学力の向上に向け、保育所、学校、家庭、地域が連携し教育力を総合的に高めるための取組が必要です。

施策	事業数	達成度別事業数				
		A 十分 できている	B やや できている	C どちらと もいえない	D あまり できていない	E まったく できていない
次代の親の育成	2	1	1	-	-	-
子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	6	3	3	-	-	-
家庭や地域の教育力の向上	3	1	1	-	1	-

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て環境の整備については、概ね計画通りとなっています。

居住環境について、市営住宅公募の情報提供を様々な手段で行っていますが、インターネットを通じた広報ができていないため、若い世代に届きにくい状況が生じています。今後、市ホームページへの掲載により、携帯端末等での閲覧も可能になることから、広報手段として検討する必要があります。

市内の公園や公共施設において、多目的トイレ等のバリアフリー施設の普及を目指しています。高齢者や障がい者に使いやすい施設は増加しましたが、子育て世代にやさしい施設とはなっていないものもみられます。アンケート調査では子どもの「遊び場（公園や施設）の充実」に42.2%の回答があり、親子が休日等に遊べる環境づくりが重要となっています。

経済的負担の軽減では、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、本市ではこの制度に加え、副食費等の補助を実施しています。また、3歳児以下についても、第2子以降は保育料を独自に減免しています。

医療費については、平成27年度より中学生までを対象に助成しています。

施策	事業数	達成度別事業数				
		A 十分 できている	B やや できている	C どちらと もいえない	D あまり できていない	E まったく できていない
良好な居住環境の確保	3	1	1	1	-	-
安心して外出できる環境の整備	4	1	3	-	-	-
子どもの交通安全の確保	4	3	1	-	-	-
経済的負担の軽減	4	4	-	-	-	-

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

国の進める働き方改革や1億総活躍社会の実現に向けて、本市でも様々な取組を行っていますが、本市の女性の就労状況をみると、子育て世代の就労率は国、高知県より低く、いわゆるM字カーブを描いています。

アンケート調査の結果では、妊娠・出産時に退職している女性が多いことがうかがえます。また、育児休業等の制度を知らない（職場にない）への回答も比較的高くなっています。また、父親の育児休業取得はほとんどみられず、制度の運用に課題を残しています。

企業等の経営者への制度の運用や理解の促進を図るだけでなく若い世代や中間管理職を含めた研修、周知・啓発に向けた取組が必要となっています。

施策	事業数	達成度別事業数				
		A 十分 できている	B やや できている	C どちらと もいえない	D あまり できていない	E まったく できていない
多様な働き方の実現	1	-	1	-	-	-
仕事と子育ての両立の 推進	2	-	2	-	-	-

(6) 要保護児童への支援体制づくり

全国的に児童虐待等の報道が相次ぐ中、本市においても平成30年度で47件、延べ94人分のケース検討会議が行われています。学校等にはスクールカウンセラーを配置して各学校の状況に応じた助言等を行っているところですが、地域、保健・福祉、学校、児童相談所などのネットワークの連携強化に努めていく必要があります。

また、ひとり親家庭の世帯も増加の傾向にあり、親の就労支援や経済的な支援など、生活の自立とともに、子どもの自由な将来への影響を最小限にしていけるための取組が必要となっています。

さらに、障がいのある児童等に対する取組も進んでおり、育児支援教室「ゆうゆうひろば」などによる育児相談のほか、「むろとキラッと」での相談支援、特別支援教育の充実が図られています。

施策	事業数	達成度別事業数				
		A 十分 できている	B やや できている	C どちらと もいえない	D あまり できていない	E まったく できていない
児童虐待防止対策の 充実	1	1	-	-	-	-
被害に遭った子どもの 保護の推進	3	-	2	1	-	-
ひとり親家族等の自立 支援の推進	6	5	-	1	-	-
障がい児施策の充実	7	5	2	-	-	-

第4章 室戸市の子ども・子育てにおける課題のまとめ

1. 幼児教育・保育の安定的な提供

本市の保育施設は十分な提供ができており、保育所における幼児教育・保育を充実することにより、保育ニーズに該当しない世帯や、教育を重視したい保護者のニーズにも対応しています。

また、子育て支援拠点施設の利用は、充実すればするほど利用が伸びる傾向にあり、いわゆる1号子どもの居場所づくりが大きな課題となっています。

令和元年10月から開始された「幼児教育・保育の無償化」により、幼稚園や認定こども園の教育利用についても無償化の対象となっているため、それらの利用を求める市民の声に向き合い、施設の整備以外にも様々な方法を含めて検討が必要です。

質の高い幼児教育・保育を展開していくために、保育課程に基づく指導計画の充実を図るとともに、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るために接続期カリキュラムを作成するなど、小学校との連携を強化していきます。

2. 女性の社会参画と地域の子育て支援への理解の促進

本市の女性の就業率をみると、子育て世代での値が国や県と比べて低調となっており、いわゆる「M字カーブ」が形成されていることがわかります。

アンケート調査の結果でも、母親の出産時の育休取得状況では、約半数が「働いていなかった」と回答しており、出産前に仕事を退職している母親が多いことがうかがえます。また、育休取得率も働いている母親の約3分の2にとどまっており、仕事と子育ての両立が難しいことがわかります。なお、男性の育児休暇の取得はほとんどない状態です。少子化や人口減少を解消することは社会全体の最優先の課題の1つであり、両親をはじめ、地域、職域の連携を強め、ワーク・ライフ・バランスの理解促進を徹底し、誰もが希望通りに仕事と育児が両立する社会を目指すことが必要です。

3. シビックプライドの醸成

本市での子育ては、親が就労先とする近隣市町と比較されることもあり、子育ての満足度は決して高いとはいえないのが現状です。子育て世代の転出超過の傾向もあり、子育て世代に選ばれるまちを目指すことは本市の大きな課題の1つとなっています。

こうした中、本市の環境や地域資源を活かし、本市のシビックプライドの醸成を図ることが求められます。これにより、市民の一人ひとりがまちを構成する一員であるという当事者意識を持って、自発的にまちづくりに参加することを大切にするとともに、自らの郷土を誇りに感じる子どもを育成します。市民一人ひとりが自信を持って支え合うまちとなることで、若者の定住促進や来訪者の好印象につながります。

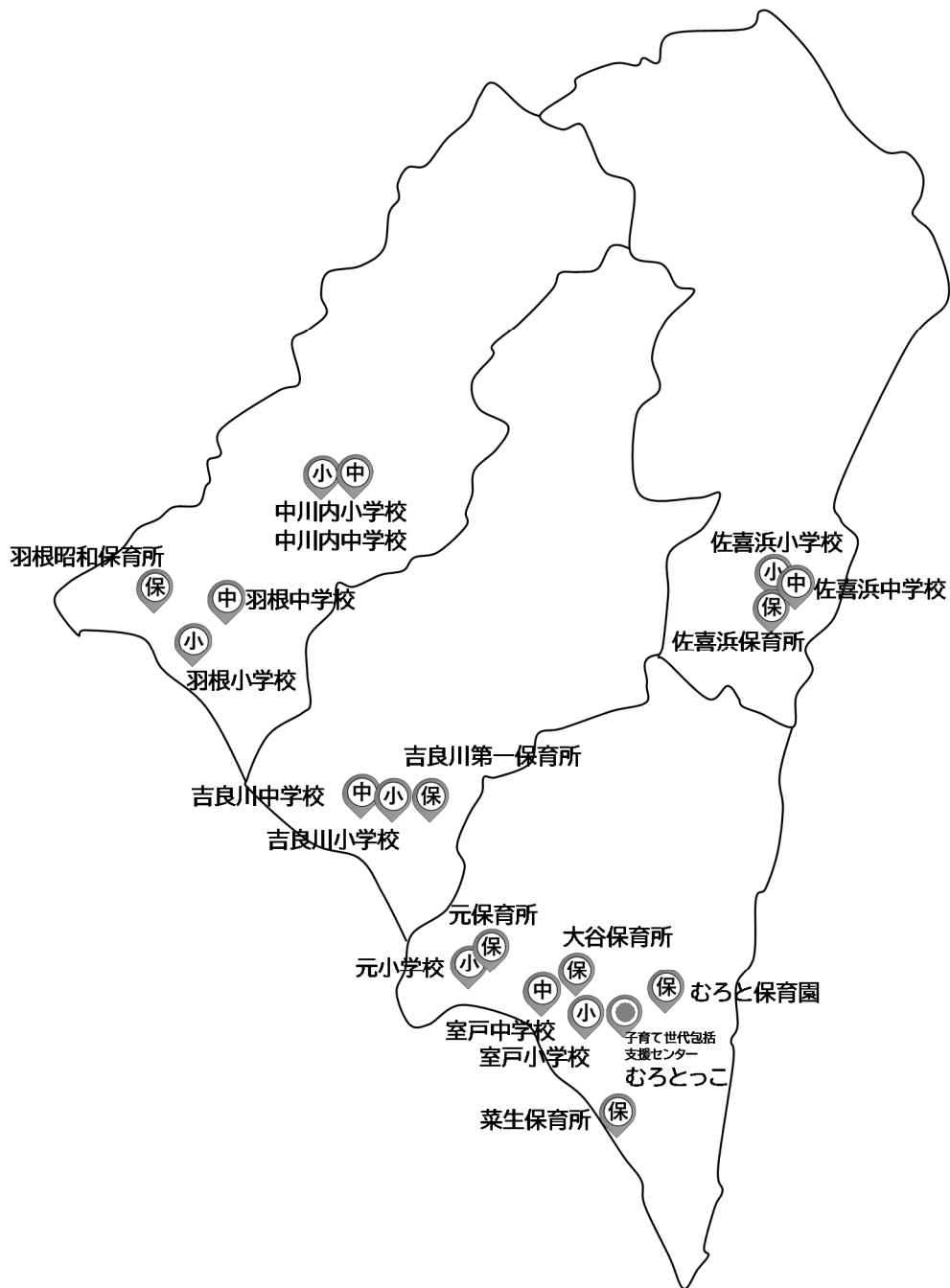
そのため、子ども・子育てを支援する地域づくりや支援のネットワークの充実を図り、地域、民間、学校、行政が協働した支援の輪が広がる相談支援体制の構築を目指す必要があります。

第3部 子ども・子育て支援事業計画

第1章 教育・保育提供区域の設定

1. 教育・保育提供区域の設定

本市における教育・保育提供区域については、1区域とします。



第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策

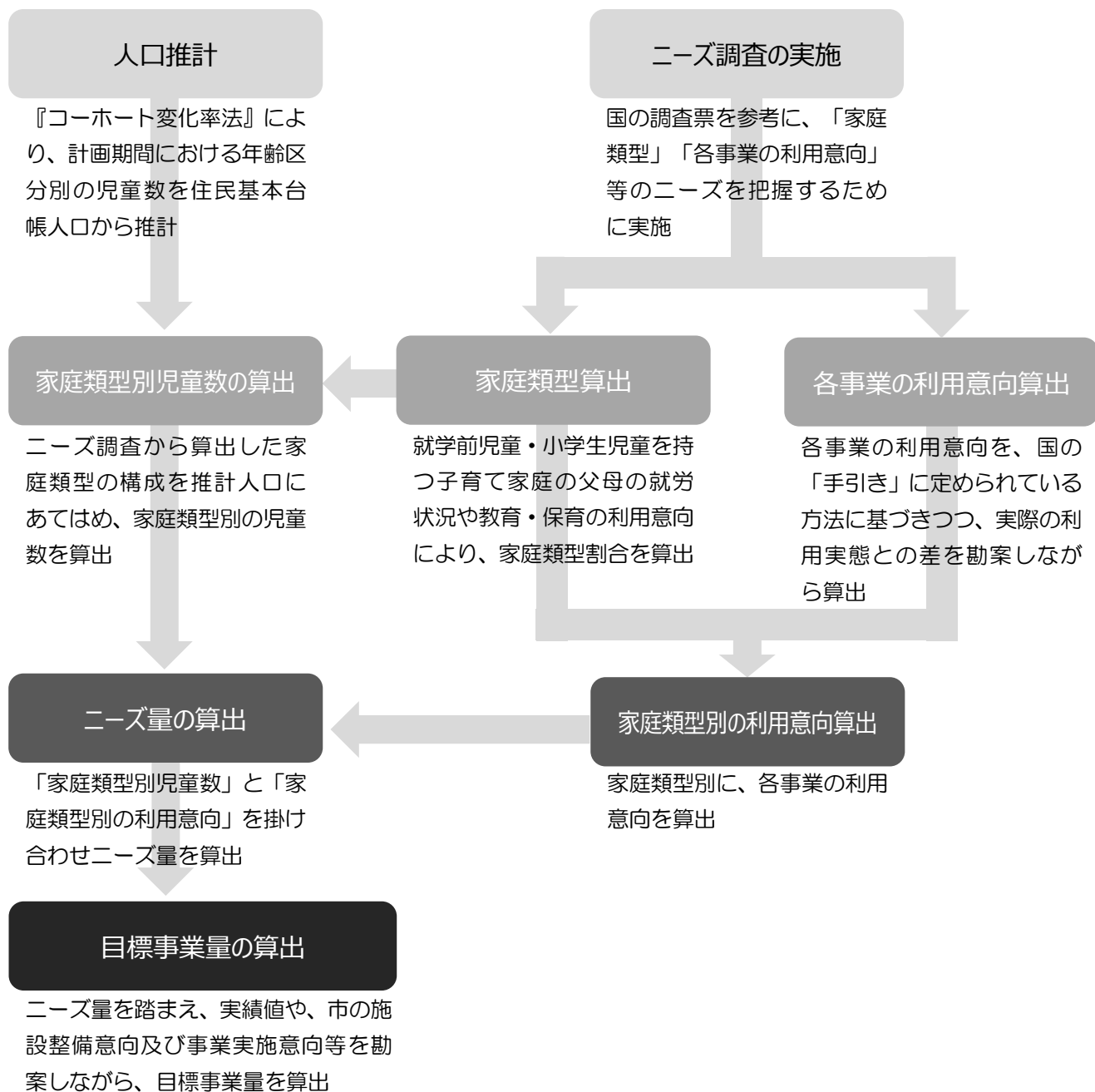
1. 量の見込みの推計手順

(1) 基本の計算方法

「量の見込み」については、ニーズ調査の結果に基づき、以下の計算式を基本として各事業の見込量を教育・保育提供区域ごとに算出しました。

なお、国の「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための考え方（改訂版）」（平成31年4月）に準じて算出しています。

■ 見込み量算出のプロセス



2. 子どもの人口の推計

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	46	44	43	42	40
1歳	50	48	46	45	44
2歳	53	52	50	48	47
3歳	54	53	52	50	48
4歳	48	54	53	52	50
5歳	65	50	57	55	54
就学前児童計	316	301	301	292	283
6歳	63	65	50	57	55
7歳	69	63	65	50	57
8歳	55	69	63	65	50
9歳	47	55	69	63	65
10歳	66	47	55	69	63
11歳	83	66	47	55	69
小学生児童計	383	365	349	359	359

3. 家庭類型（現状・潜在）の算出

対象となる子どもの父母の有無や就労状況から「家庭類型」を設定しており、家庭類型の種類の種類は、下記のタイプAからタイプFの8種類となっています。子ども・子育て支援給付の認定区分は家庭類型ごとに保護者の利用希望等を勘案して設定することとなっています。

保育の必要性の下限時間は48時間～64時間の間で市町村において設定可能であり、本市では下限時間を60時間に設定しています。

■ 家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+60時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月60時間未満+60時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+60時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月60時間未満+60時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

		母親		父親		
				1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中
				120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB		タイプC	タイプC'	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC		タイプE		タイプD
	120時間未満 下限時間以上				タイプE'	
	下限時間未満	タイプC'				
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD		タイプF

4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保策

(1) 3歳以上の子ども

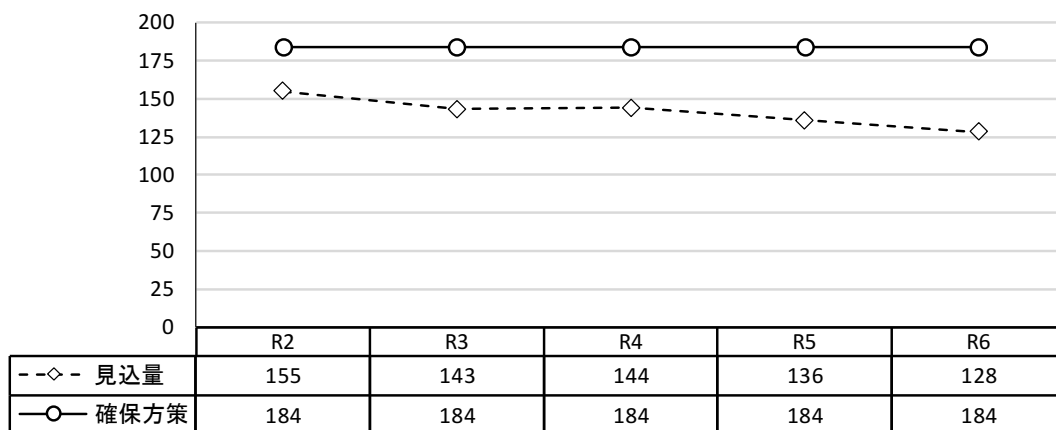
3歳以上の子どもは、1号認定、2号認定に関わらず、本市では保育所での受け入れを行っています。

①教育を希望する子ども(1・2号認定)

本市には幼稚園、認定こども園がないため、特別利用保育の導入等、対応策の検討を行います。

②保育を必要とする子ども(2号認定)

■ 見込量と確保方策(人)

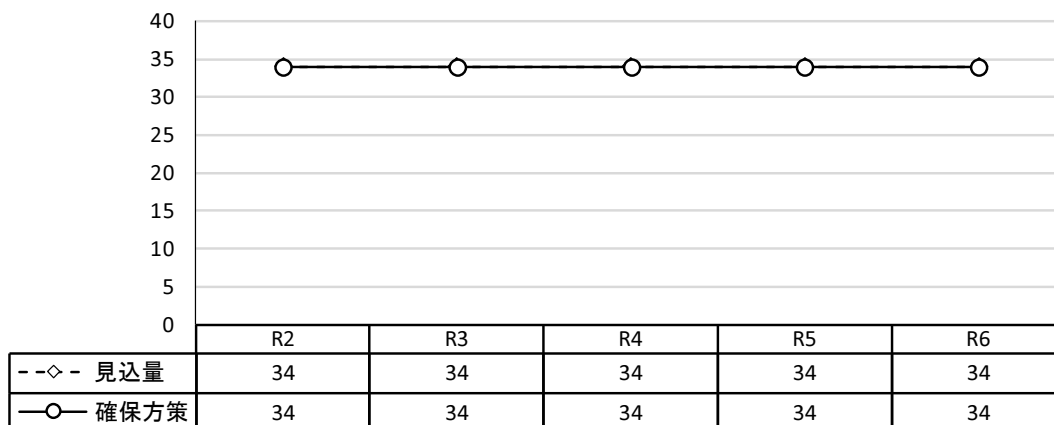


(2) 3歳未満の子ども

0歳児、1・2歳児については、現状の施設整備で確保できています。

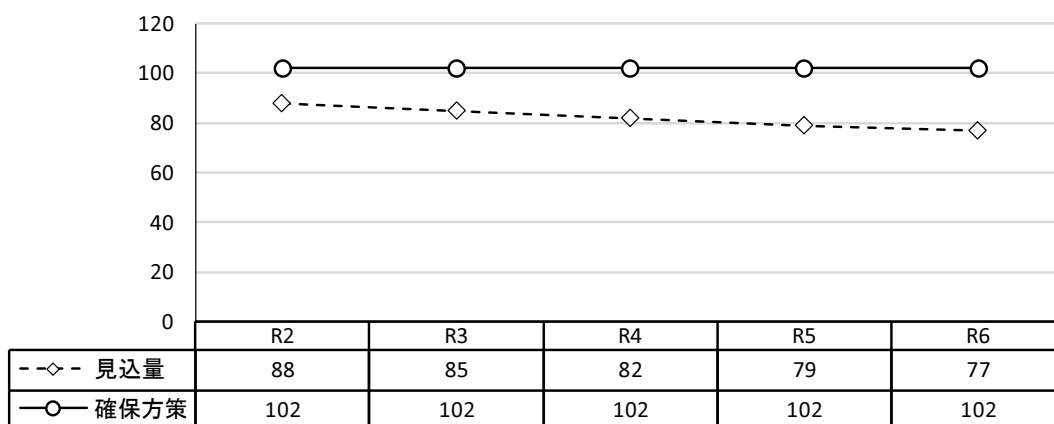
①0歳児の保育(3号認定)

■ 見込量と確保方策(人)



②1・2歳児の保育(3号認定)

■ 見込量と確保方策(人)



第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

(1) 利用者支援事業【母子保健型】

「子育て世代包括支援センター むろとっこ」(保健福祉センター内)で、看護師や保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等から様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする方が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行います。

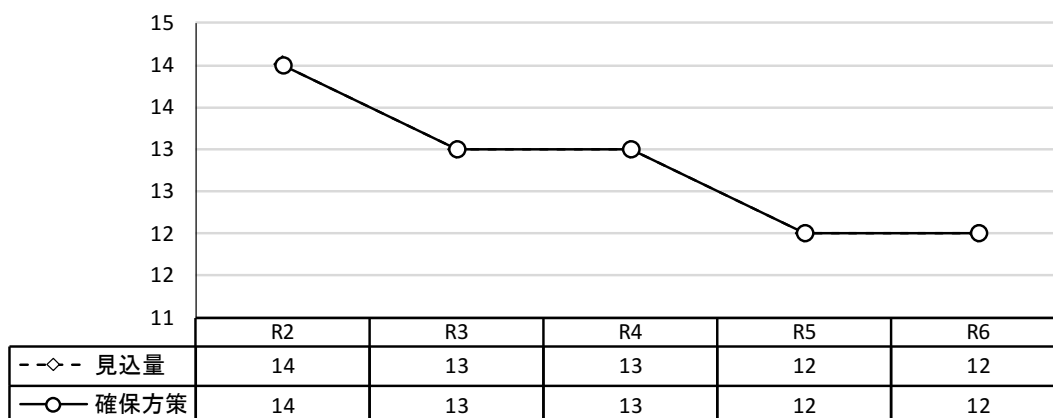
■ 本市における整備量

現状の実施箇所数	令和6年の実施箇所数
1	1

(2) 時間外保育事業(延長保育)

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、保育所等における11時間の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業です。

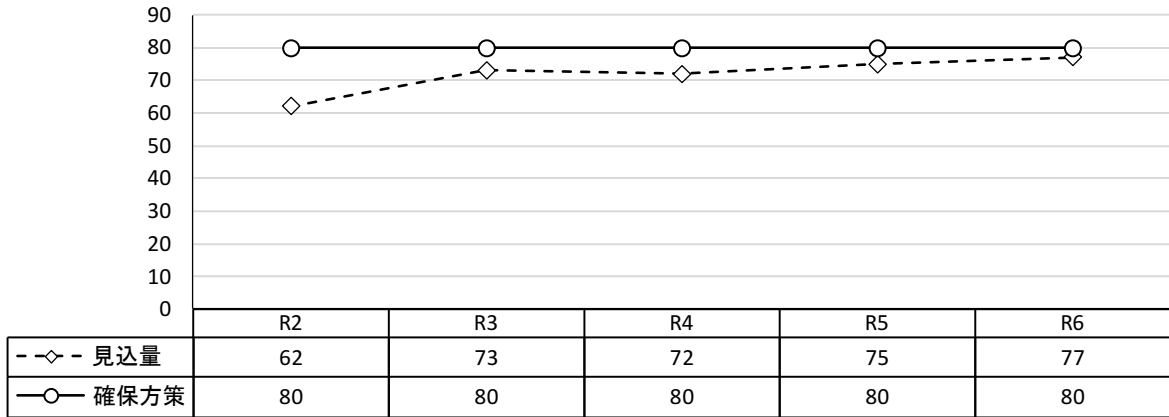
■ 見込量と確保方策(人)



(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室等で、適切な遊びや生活を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

■ 見込量と確保方策(人)



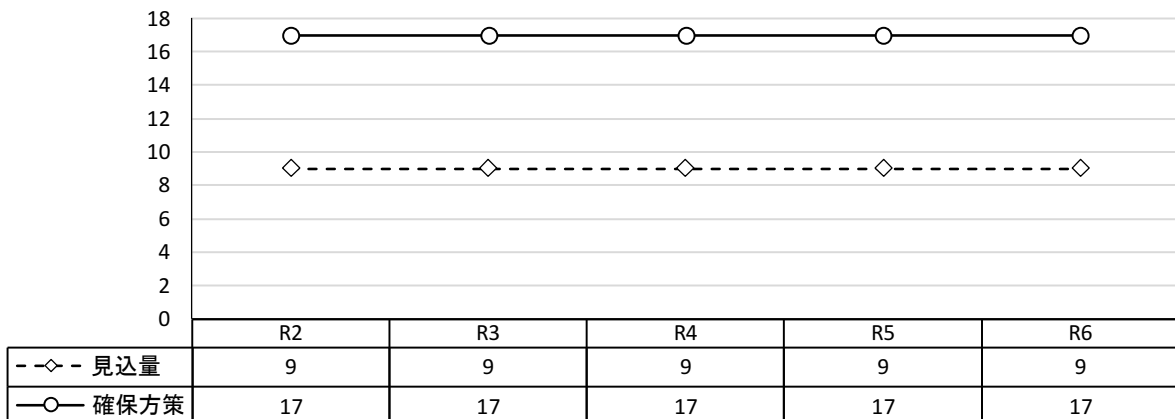
■ 学年別見込量(人)

	R2	R3	R4	R5	R6
1年生	14	15	11	13	12
2年生	18	16	17	12	14
3年生	9	16	14	15	11
4年生	8	8	15	13	14
5年生	11	8	8	15	13
6年生	2	10	7	7	13
低学年	41	47	42	40	37
高学年	21	26	30	35	40
合計	62	73	72	75	77

(4) 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

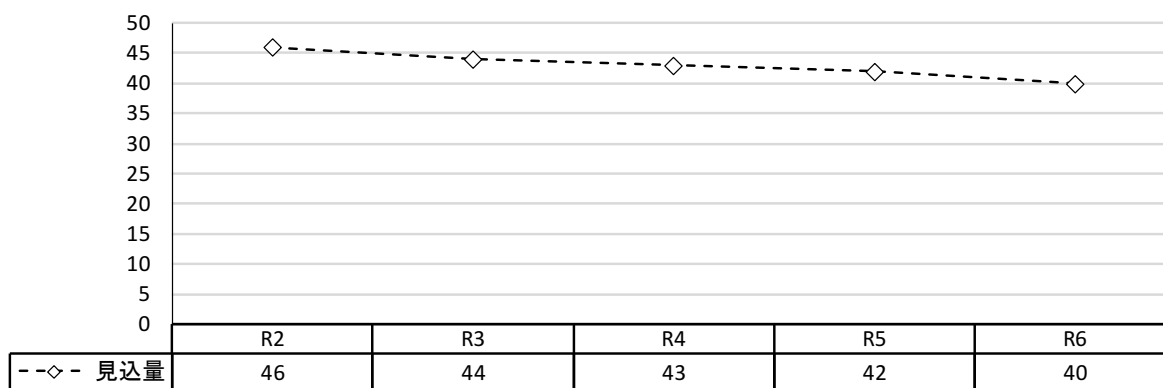
■ 見込量と確保方策(人日)



(5) 乳児家庭全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん訪問」）

生後4ヵ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や教育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

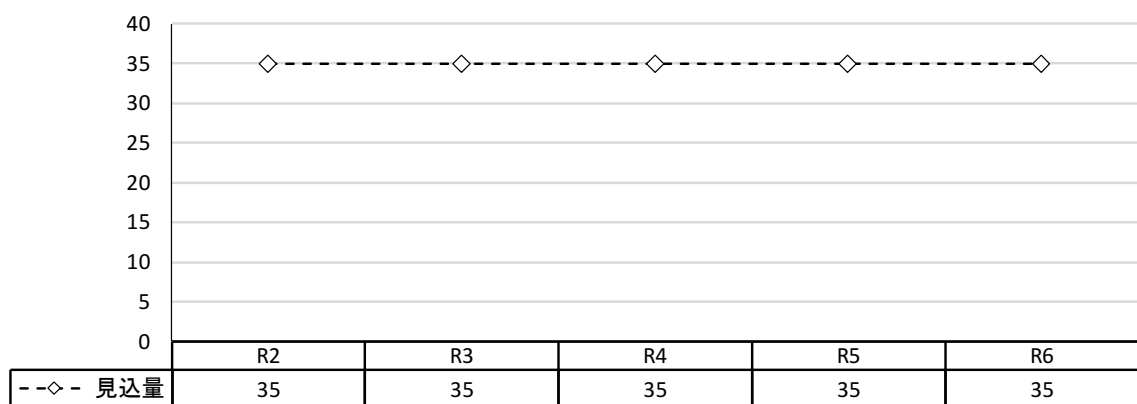
■ 見込量(人)



(6) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるために支援を行う事業です。

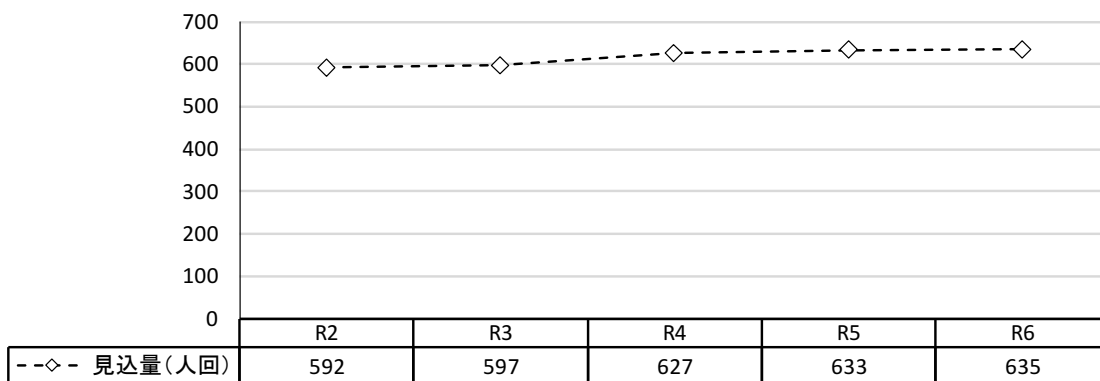
■ 見込量(人)



(7) 地域子育て支援拠点事業

主に3歳未満の児童及び保護者を対象に、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

■ 見込量(人日)



(8) 一時預かり事業

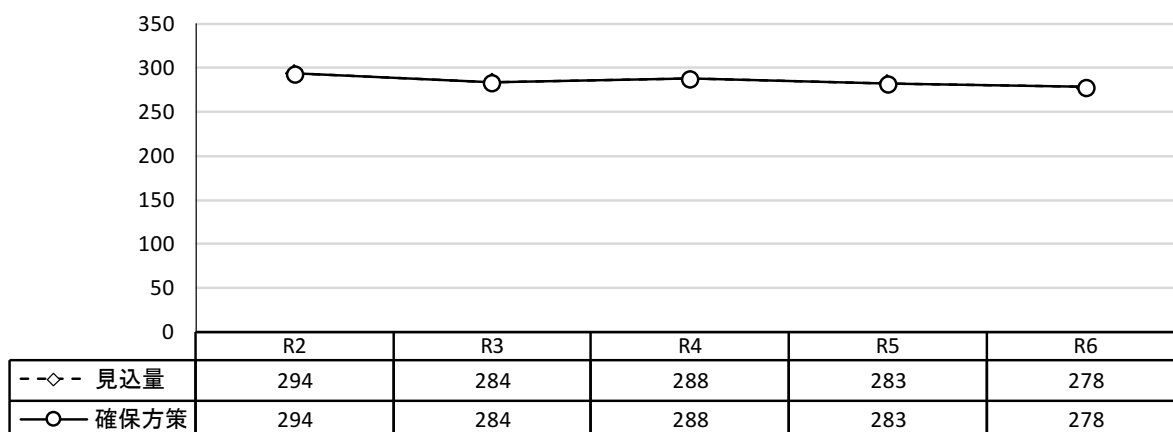
① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(幼稚園型)

幼稚園が在園児を対象に、通常の教育時間の前後や、土曜日曜、長期休業中に教育を行う事業です。本市では対象となる施設がないため実施の予定はありません。

② 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(幼稚園型)以外

保護者の病気等により家庭において一時的に保育を受けることが困難となった児童を保育所等で受け入れ、保育を行う事業です。

■ 見込量(人日)



(9) 病児・病後児保育事業

児童が発熱等の急な病気になった場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

本市では実施していませんが、ニーズ量等を注視しながら、実施について検討を行います。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

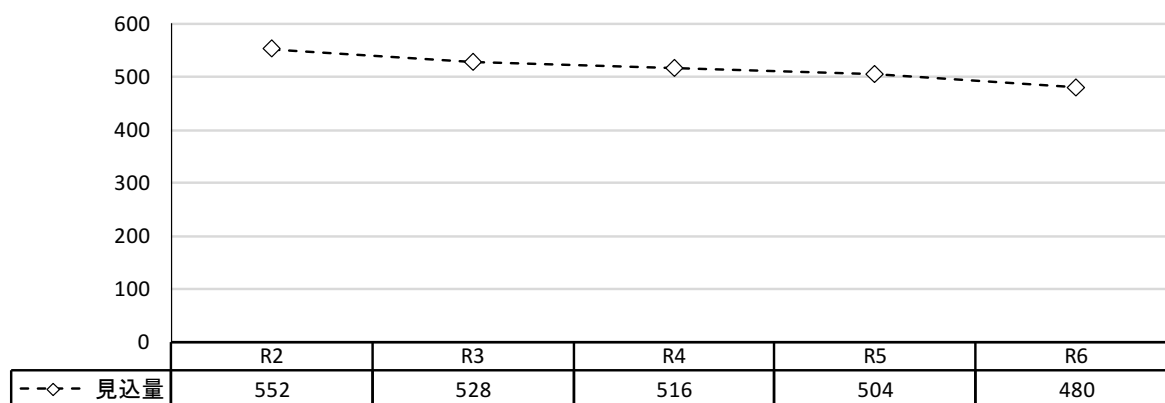
乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

本市では実施していませんが、ニーズ量等を注視しながら、実施について検討を行います。

(11) 妊婦健診事業

母子保健法第13条の規定により本市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

■ 見込量(人回)



第4章 子ども・子育て支援の推進

1. 幼児教育・保育の一体的な提供

ニーズ調査の結果によれば、幼稚園等の教育的な希望も一定数あります。既存の保育所においても、教育・保育の一体的な提供ができるよう、地域の実情に応じて教育的視点での事業推進を行います。

2. 幼児教育・保育の無償提供の推進

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、収入に関わらず無償化の対象となる3歳～5歳児を中心に、保護者の働き方や幼児教育・保育への関心から、教育・保育ニーズはますます多様化することが考えられます。国による無償化等の影響を考慮しながら、保育所等の需要に対して、保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。

また、高知県などと連携しながら幼児教育・保育全般に関する調査・研究を行うとともに、保育士等に対する各種研修・講座の開催等を通じ、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施され、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。この制度は“①市町村の確認を受けた施設”を“②市町村の認定を受けた子ども”が利用した際に要する費用を給付するものです。

本市には現在、該当施設がなく給付の予定はありませんが、将来的に給付が行われる際は、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

4. 子育て支援の必要な人材等の育成・確保

女性の就業率の更なる上昇や保育の利用希望の増加が見込まれる中、国では平成29年6月に「子育て安心プラン」が発表されました。このプランでは、令和2年度末までに全国の待機児童を解消すること、令和4年度までに女性の就業率80%に対応できる保育の受皿を整備することとされています。また、保育の受皿拡大を進める中、担い手となる保育人材確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援等、総合的な対策が進められています。

本市の女性の就業率は年々上昇しており、今後も増加する保育ニーズへの対応が求められます。また、量の確保のみならず、質の高い教育・保育の提供のためには、保育士の業務負担軽減やキャリアアップ支援等、保育士が将来に希望を持ち、充実感を得ながら保育ができる環境づくりが求められています。

5. 幼児教育・保育アドバイザー（仮称）の設置

国では、幼児教育・保育の質の向上と、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を保障する観点から、各市町村で教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーを配置することが進められており、本市においても、アドバイザーの設置を検討します。

6. 幼児教育・保育の質の向上

乳幼児期から就学期までの包括的な支援や、子どもの発達や学びの連続性を確保するため、保育所、小・中学校での連携を強化し、情報の共有に努めます。

また、保育所に期待されている役割の拡大に応じ、人格形成期のすべての子どもに対する専門的で適切な保育が提供できるよう、保育士の資質向上に取り組みます。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
保小中連携事業	各校ごとに、保・小・中連絡会や合同研修会を通して、実態の把握や情報の共有を行います。保育要録や引継ぎシートを作成し、幼児期から児童期へ円滑な接続を図るため、保育所での「10の姿を踏まえた接続カリキュラム」や小学校での「スタートカリキュラム」を活用する事業です。	子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、「確かな学力」「生きる力」を育むため、継続して実施していきます。	学校保育課
研修の推進・充実	保育士が、経験年数や担当業務に応じた研修等を受講し、資質・指導力の向上を図るとともに、年1回市内の保育士が一同に介し、保育内容や親育ち、特別支援等に関することについて、研修を実施していきます。	研修受講者による伝達講習や職場内研修の強化も図りながら、継続して実施していきます。	学校保育課

第5章 子どもと子育て世代の包括的支援

地域で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、室戸市子育て世代包括支援センター「むろとっこ」を中心に、子どもや子育てに関する様々な相談に対応します。また、関係機関と連携・協力しながら、子どもや保護者の状況を把握し、虐待が疑われる事案の早期発見に努めるとともに、必要時の個別ケース会議の開催を通じて、子育て家庭が抱える様々な問題への対応を協議し包括的な支援を実施することにより、児童虐待の未然防止を図るなど育児不安の軽減に資する様々な取組を行います。

1. 子育て世代包括支援センター事業の推進

改正母子保健法に基づく新たな取組として、室戸市子育て世代包括支援センター「むろとっこ」が開設されました。妊娠・出産・子育てで心配なことや、各種手続などを一貫して受け付ける子ども・子育ての総合窓口として、市民の子育てを応援する体制を強化します。

2. 社会的養育等の必要な子どもへの支援

近年、保護者の経済的困窮、社会的孤立、養育力の低下、ひとり親家庭の増加等、子どもを取り巻く社会・家庭環境が多様化、複雑化してきており、児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもが増加しています。本市においても、虐待の予防や早期発見、支援に努め、子どもの健全な養育のできる家庭を目指し対応していきます。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
室戸市要保護児童対策地域協議会	児童福祉法より、行政や市内の小・中・高校及び保育所の関係者、弁護士や民生・児童委員、警察等の関連機関が一同に介し児童を取り巻く諸問題に取り組むことによって個々の児童の心身の健全育成を図る事業です。	継続して実施します。	生涯学習課
保護者に対する相談・助言活動の推進	家庭児童相談室による巡回相談を実施し、専門的立場から相談に応じるとともに、内容により関係機関への紹介を行う事業です。	定期的に保育所、小学校、中学校を訪問することで、専門的立場から相談に応じていきます。	生涯学習課
子どもに対するカウンセリングの実施	スクールカウンセラーや養護教諭等を活用し、悩みや不安等の解消に努める事業です。	継続して実施します。	学校保育課

施策名	施策の内容	方向性	担当課
里親登録制度の推進	家庭での養育に欠ける子どもに深い愛情と家庭的雰囲気を与えることで健全育成を図るため、県と協力して里親の登録を推進する事業です。	10月の里親月間に合わせ、ポスター等による広報を実施します。	生涯学習課

3. 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困は経済的な問題だけではなく、様々な要因が複雑に絡み合って発生している問題です。貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、心身ともに健やかな育ちを支援する仕組みが必要です。

このため貧困の状況にある世帯の経済的支援、保護者や子どもの生活支援や就労支援、また、子どもの能力や可能性を伸ばすための教育や学習支援を、子どもの置かれた状況をみて、その意見を尊重し、最善の利益を考慮しながら推進します。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
児童扶養手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を持つひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため児童扶養手当を支給する事業です。	継続して実施します。	福祉事務所
ひとり親家庭自立支援事業	自立の促進に資することを目的に、母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、指定講座の受講料の補助や看護師・介護福祉士等の資格を取得するために養成機関で修学する場合、一定期間の生活に要する経費を補助する事業です。	継続して実施します。	福祉事務所
ひとり親家庭医療費助成事業	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を持つひとり親家庭（所得制限あり）に対し、医療費の助成を行う事業です。	継続して実施します。	福祉事務所
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度（県）	母子・父子家庭や寡婦の生活の安定を図るため各種資金の貸付けを行う事業です。	市が窓口として、母子及び父子並びに寡婦家庭の生活の安定のための各種資金の貸付けを行います。	福祉事務所

施策名	施策の内容	方向性	担当課
生活困窮者 自立支援事業	相談者の悩みや困りごとに対して広く相談にのり、就労支援等個々の状態にあったサービスの提供につなげるなど、その人らしい自立に向けた支援を行う事業です。	自立相談支援事業と併せて就労準備支援事業と家計改善支援事業を一体的に実施することにより、より効果的な支援につなげていきます。	福祉事務所
子どもの学習 支援事業	中学生を対象として、基礎学力の向上や高等学校への進学を支援することにより、子どもたちが将来に希望を持って進路選択や就労ができる環境をつくることを目的に、学習支援教室を開催する事業です。	継続して実施します。	福祉事務所
子ども食堂への 支援	開催場所の提供や取組の広報など民間団体が実施する子ども食堂への支援を行います。	子どもが安心して過ごせる居場所となるよう、継続して支援していきます。	福祉事務所
保育料の軽減	所得割77,101円未満のひとり親・障がい者世帯の保険料を同水準の世帯より低く設定することで、経済的負担の軽減を図る事業です。	引き続き対象世帯への減額を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	学校保育課
要保護・ 準要保護児童 援助費	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行う事業です。	生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等の援助を実施します。	学校保育課

4. 様々な支援を必要とする子どもへの対応

子どもの健全な育成のため、障がいのある子ども、発達障がいのある子どもへの対応や、帰国子女、外国籍の子ども等に対する専門的な支援が行えるよう、体制の整備に努めます。

また、ひとり親家庭の支援をはじめ、保護者を含めた一体的で包括的な支援体制の構築に努めます。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
室戸市要保護児童 対策地域協議会 【再掲】	児童福祉法より、行政や市内の小・中・高校及び保育所の関係者、弁護士や民生・児童委員、警察等の関連機関が一同に介し児童を取り巻く諸問題に取り組むことにより、個々の児童の心身の健全育成を図る事業です。	継続して実施します。	生涯学習課
育児支援を要する 保護者・乳幼児 への支援	「ゆうゆうひろば」にて親子が集い、遊びやふれあいなどを通じて、保護者同士の仲間づくりや育児負担の軽減、乳幼児の健全な成長・発達を促す事業です。	継続して、子育て支援センター等と連携しながら、発達段階や特性に応じた遊びの提供を行い、育児不安を軽減していきます。	保健介護課
育児支援を要する 乳幼児へのネット ワークの形成	発達が気になる段階から早期に支援が受けられる仕組みや、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するために、「子ども部会」を設置し、関係機関で協議を行います。	必要に応じて、年2～3回程度の実施に努めます。	保健介護課
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする赤ちゃんの治療に必要な医療費を、公費負担する制度です。	速やかに制度につながるように、継続して実施していきます。	保健介護課
障がい児保育	心身に障がいを有する乳幼児の保育について、集団保育を行い、適切な指導を行うことで、社会性の成長に努めていきます。	必要に応じ加配保育士を配置するとともに、一人ひとりの障がいの状況や発達段階に応じた保育を実施していきます。	学校保育課

施策名	施策の内容	方向性	担当課
スクールソーシャルワーカー活用事業	生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業です。	引き続きスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、必要に応じ市内小中学校に派遣します。	学校保育課
不登校・特別な支援が必要な児童生徒の自立支援	QUアンケートの実施・分析により児童・生徒の意識や実態を把握し、指導・支援の実施に活かしていくとともに、不登校の児童・生徒を対象に、家庭や学校と連携をとりながら、適応指導教室において居場所づくりや意欲喚起につながる支援を行う事業です。	教育相談等との連携も行いながら、継続して実施します。	学校保育課
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、奨励費を支給する事業です。	継続して実施します。	学校保育課
小・中学校における障がい児施策	障がいがあるため通常の学級における指導によっては十分な教育効果が期待できない児童・生徒に、一人ひとりの状態に応じて学級を編成し、きめ細やかな教育が受けられるようにする事業です。 また、各学校に特別支援教育支援員を配置し特別支援学級に限らず、特別な支援が必要な児童・生徒の支援を実施していきます。	必要に応じて対策を講じます。	学校保育課

施策名	施策の内容	方向性	担当課
地域における障がい児施策	<p>身体・知的・精神障がい児や発達に気がかりのある児など、日常生活で支障がある方に対して、障がい福祉サービスを提供し、介護や療育等の支援をする事業です。</p> <p>障がい児親の会「むろとキラッと」にて、保護者同士の悩みの共有や情報交換、子どもたちが安心して暮らせるための話合いなど、会の活動を促す支援をしています。</p>	継続して実施します。	保健介護課
特別児童扶養手当	心身又は精神に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給する事業です。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき事業を実施します。	保健介護課
障害児福祉手当	20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要としている児童に手当を支給する事業です。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき事業を実施します。	保健介護課

第4部 次世代育成支援行動計画

第1章 次世代育成支援施策の推進

次世代育成支援対策は、国民が、希望どおりに働き、また、結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境を整え、人々の意識を変えていくことにより、少子化と人口減少を克服することを目指す総合的な政策を推進するものです。

子ども・子育て支援事業計画と密接に連携しながら、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のための働き方の改革や、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会などの実現に向けた取組を進めています。

さらに、「子ども・子育て支援制度」と「ワーク・ライフ・バランス」を車の両輪として進めることや子どもの貧困対策への取組の必要性等の認識のもと、子ども・子育て支援制度に基づいた施策の着実な実施や、放課後児童対策の充実、妊娠期から子育て期にかけての有機的で連続的な支援、育児休業期間中の経済的支援の強化、中高年世代の地域での子ども・子育て支援における活躍、社会的養護の一層の取組等が必要となっています。

このため、次世代育成支援対策法に基づき、社会全体で子どもを育む取組を図りつつ、更なる次世代育成支援対策を推進していくとともに、法の施行状況等について検証を行い、必要に応じて、適時、より実効性のある次世代育成支援対策を推進していくことが重要となっています。

次世代育成支援対策の推進にあたっては、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがるものであり、関係部局が連携して部局横断的に取り組む総合的な庁内の推進体制を整備することが重要となります。また、国・県及び本市、一般事業主の間の連携等を図り、総合的な体制のもとに推進します。

※この章では、前述の子ども・子育て支援事業計画部分に掲載している施策の記載は省略します。

1. 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
家庭支援推進 保育事業	日常の習慣や態度の涵養等について、家庭環境や保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童について、指導計画の作成や家庭訪問の実施等の家庭支援を行う事業です。	配慮が必要とされる児童に対して、家庭支援専任の保育士を配置し、連携し対応するなど、すべての保育所で対応できる体制を整えます。	学校保育課
つどいの広場 (子育て&プレママ ひろば)	「子育て&プレママひろば」において、妊婦や0～1歳半までの子どもと保護者が集い、交流等を通して、育児不安の軽減を図る事業です。離乳食教室、助産師による講話や母乳相談など、専門スタッフによる育児相談も実施しています。	引き続き、参加者のニーズに合わせて、内容の充実を図ります。	保健介護課
放課後子ども教室	小学校全学年を対象に、授業の終了後に小学校の空き教室等を利用して、支援員を配置し適切な遊びや生活の場を提供する事業です。 中川内、羽根、吉良川、元、佐喜浜の計5か所で実施します。	小学生の放課後子ども教室については、今後も子どもたちの自主的な活動を見守り、安全で健やかな居場所づくりを推進します。また、安定して事業を行うため、受け入れ体制の強化を図ります。	生涯学習課

(2) 保育サービスの充実

多様な保育ニーズに応じて、子育て家庭が利用しやすい保育サービスの提供を図るとともに、保育サービスに関する情報提供の充実とサービスの質の向上に取り組みます。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
休日保育	日曜・祝日等に就労で育児ができない保護者から子どもを預かり、保育を実施する事業です。	保護者の勤務等に応じた、休日保育の実施に努めます。	学校保育課
障がい児保育	障がい児と健常児との統合保育を実施し、障がい児一人ひとりの障がいの種類・程度に十分配慮した保育を実施する事業です。	特別な支援を必要とする子どもに対して、その発達段階や特性に応じた保育を行い、適切な指導を行うことで、健全な社会性の成長に努めていきます。	学校保育課
保育所の地域活動事業	様々なニーズに積極的に対応するとともに地域に開かれた社会資源として幅広い活動に取り組む事業です。	地域交流の場を創造し、地域行事に参加することで世代間交流を推進し、高齢者を大切にする心の育成や、地域に開けた保育所づくりへとつなげます。	学校保育課
保育情報の提供	保育所・学校保育課で保育所一覧表(各園の保育の方針・特色・年間行事等を記載)の配布と年1回「広報むろと」に掲載し、情報提供をする事業です。	毎年の入所手続等の周知や制度改正があった場合に、適切な周知を図ります。また、様々なメディアを通じた情報発信に努めます。	学校保育課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援サービスや保育サービスの質の向上を図る観点から、各サービスのネットワーク化を図るとともに、サービスに関する情報提供体制の充実を図ります。

また、市民が子育てへの関心を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めます。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
子育てサポーター (母子保健推進員)	親子の健康を支え、地域での子育てを見守るサポーターとして「母子保健推進員」が、乳児家庭の訪問や室戸市の母子保健事業で活動しています。	新規登録者を増やし、地域における子育てネットワークの形成と強化を図ります。	保健介護課
つどいの広場 (子育て&プレママひろば) 【再掲】	「子育て&プレママひろば」において、妊婦や0～1歳半までの子どもと保護者が集い、交流等を通して、育児不安の軽減を図る事業です。離乳食教室、助産師による講話や母乳相談など、専門スタッフによる育児相談も実施しています。	引き続き、参加者のニーズに合わせて、内容の充実を図ります。	保健介護課
子育てハンドブックの 配布	室戸市内の子育てサービスについての案内パンフレット「むろとげんきっこ通信」「赤ちゃんスケジュール」などを作成し、周知・配布しています。	保育所や地域子育て支援センター等関係機関と連携しながら、情報の集約を行い、わかりやすい子育て情報の発信に取り組みます。	保健介護課
子育て支援ホームページの 充実	健診など母子保健事業や各種子育てサービスが十分周知されるように、市の広報やホームページにて情報を提供する事業です。	継続して、内容の充実を図り、わかりやすい子育て情報の発信に取り組みます。	保健介護課

(4) 児童の健全育成

子どもの居場所づくりを進めるとともに、児童が地域で安心して暮らすことのできる地域社会の形成、児童館事業の充実、引きこもり・不登校対策、子どもの悩み相談などにも取り組めます。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
放課後子ども教室 【再掲】	小学校全学年を対象に、授業の終了後に小学校の空き教室等を利用して、支援員を配置し適切な遊びや生活の場を提供する事業です。 中川内、羽根、吉良川、元、佐喜浜の計5か所で実施します。	小学生の放課後子ども教室については、今後も子どもたちの自主的な活動を見守り、安全で健やかな居場所づくりを推進します。また、安定して事業を行うため、受け入れ体制の強化を図ります。	生涯学習課
児童館事業	地域の子どもたちが遊び、スポーツ、文化活動等を通して、健康で、豊かな情操を育むことを目的とした施設であり、専門職員として児童厚生員を配置しています。	現在の取組を継続するとともに、魅力ある児童館を目指します。	福祉事務所
図書館活動	子どもに本を身近なものとするための事業(ブックスタート事業・小学校への図書巡回・読み聞かせ)等を実施する事業です。	広報やホームページ等を通じて事業の啓発、利用促進を図ります。	生涯学習課
公民館の活用	高齢者と児童が互いの世代を理解し合う世代間交流事業や青少年健全育成事業に取り組んでいくとともに、市民図書館による児童図書の巡回及び閲覧を実施しています。	各事業について、継続して実施します。また、利用者を増やすために、館報等での周知を強化します。	生涯学習課
学校開放 (体育館・運動場)	スポーツ少年団等への体育館及び運動場の施設開放を実施する事業です。	引き続き12施設を開放します。高齢者から若年層まで幅広い世代の団体の体力づくりやスポーツ活動の活性化、児童の健全育成に取り組めます	生涯学習課

施策名	施策の内容	方向性	担当課
市民館事業	市民館等において、青少年及び地域住民の人権意識の高揚を図るため、文化・教養・レクリエーションや地域交流、人権問題等の行事を通じて学校、地域の人たちと連携しながら活動事業を実施する事業です。	引き続き、青少年及び地域住民の人権意識の高揚を図るため、文化・教養・レクリエーションや地域交流、人権啓発のための事業を地域と連携しながら実施します。	人権啓発課
児童遊園地・児童遊び場の整備	地域や学校、保育所等と連携をとり、遊園地及び児童の遊び場としての機能を保つよう遊具の整備をする事業です。	引き続き、児童遊園・遊具の適正管理に努め、管理・活用方法について検討します。	福祉事務所

(5) 地域等との交流の推進

地域の行事や事業の中で、親子と高齢者や年齢の異なる子どもの異世代交流を推進します。

また、中高生の国際交流については、ポートリンカーン市と中・高生の年1回の受け入れ、派遣によりホームステイや学校体験交流、文化交流、市民との交流を行っています。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
乳幼児と地域の高齢者との世代間交流の推進	「ゆうゆうひろば」にて、市民交流ひろば「みんないるか!？」や室戸市デイサービスと世代間交流を図る事業です。	継続して、世代間交流を図ります。	保健介護課
保育所の地域活動事業【再掲】	様々なニーズに積極的に対応するとともに地域に開かれた社会資源として幅広い活動に取り組む事業です。	地域交流の場を創造し、地域行事に参加することで世代間交流を推進し、高齢者を大切に作る心の育成や、地域に開けた保育所づくりへとつなげます。	学校保育課
小・中学生の体験学習の機会を利用した地域行事への積極的な参加	地域に伝わる伝統芸能の継承のために、地域の方々から指導をいただくなど、神祭等の地域行事に学校ぐるみで参加する取組を行う事業です。	地域との交流や郷土を愛する心を育むため、継続して実施します。	学校保育課

施策名	施策の内容	方向性	担当課
中・高校生のポートリンカーン市との国際交流の推進	友好都市であるオーストラリア・ポートリンカーン市と、中・高生の受け入れ、派遣により、ホームステイや学校体験交流、文化体験、市民との交流を行う事業です。	継続して交流を実施することにより、国際的感覚を身に付けた子どもの育成を図ります。	学校保育課
中・高校生と乳幼児がふれあう機会の拡充	中学生は交流事業、高校生は職場体験において、保育所を訪れて乳幼児とのふれあいや、保育士の手伝いをしながら学習を深める事業です。	職場体験を受け入れることにより、地域交流につなげるとともに、中高校生の福祉などへの職業感を育てます。	学校保育課

2. 子どもと保護者の健康づくり

(1) 子どもと保護者の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における各事業の充実を図ります。

また、母子保健事業を通じて、子どもの事故予防のための啓発を進めるとともに、妊娠及び出産の満足度を上げるための取組を推進します。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
安全なお産のための相談・教育機会の提供	「子育て&プレママひろば」において、助産師による講話や母乳相談を実施し、これから出産を迎える妊婦の体調管理や出産準備、子育てのイメージづくりを図る事業です。	保護者同士の交流なども実施し、お互いに学び合える場も提供しながら、ニーズに応じた内容の工夫を図ります。	保健介護課
産前・産後支援体制の強化	子育て世代包括支援センター「むろとっこ」がワンストップ窓口となり、妊産婦の実情の把握や相談支援を実施するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また、産前産後支援として、必要なサービスを提供します。	産科医療機関等と連携を行いながら、ニーズに応じたサービスを展開していきます。	保健介護課
乳幼児健診の充実	4・7・10か月児、1歳9か月児、3歳6か月児を対象に集団健診を行い、乳幼児の成長発達の確認や異常の早期発見と予防、子育て相談を実施する事業です。	未受診児に対しては、訪問、面談などを行い、受診率の向上に取り組んでいきます。	保健介護課
乳幼児健診等を利用した相談指導の実施	乳幼児健診において、小児科医師、歯科医師、理学療法士、心理判定員、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、看護師等による指導・助言を実施し、乳幼児の健全な成長発達を促すとともに、育児不安の軽減を図る事業です。	継続して、ニーズに応じた相談支援を実施していきます。	保健介護課
新生児訪問の充実	乳児のいる全家庭を保健師や助産師等が訪問する事業です。	継続して、出生状況を早期から把握し、産後の不安軽減を図ります。	保健介護課

(2)「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図る必要があります。

乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を推進します。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
妊産婦への「食育」の推進	母子健康手帳発行時に食に関するパンフレットの配布を行い、妊娠期から子育て&プレママひろばや離乳食教室の案内、及び必要に応じて相談や訪問を行う事業です。	継続して情報提供を行うとともに、子育て&プレママひろばや離乳食教室への参加を呼びかけ、必要に応じて個別相談対応を実施します。	保健介護課
乳幼児の「食育」の推進	離乳食教室や乳幼児健診を通して、食習慣の確立や望ましいおやつを取り方に関する啓発を行う事業です。	継続して離乳食教室や栄養相談等を実施し、食習慣の確立や望ましいおやつを取り方の啓発に取り組みます。	保健介護課
保育所での「食育」の推進	幼児期からの食生活を確立させるために、必要に応じて栄養士、食生活改善推進員が保育所に出向き、親子で食の大切さについて学ぶ事業です。	継続しておよつ試食会を開催し、およつ取り方の啓発に取り組みます。	保健介護課
小・中学校での「食育」の推進	「食」に関する観点から、個人生活における健康についての理解を通じて、自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育てるよう対応するとともに、栄養教諭による学習の機会の場の創出や地域の人を招いての調理実習の開催等を実施する事業です。	食の大切さ、地元の食文化等を学ぶため引き続き取り組みます。 継続して地域食材を使用した、調理実習に取り組みます。	学校保育課
地域における「食育」の推進	小・中学校において、食生活改善推進員による食育教室を開催し、調理実習と合わせて、朝食の摂取等、食習慣に関する「食育」啓発を行う事業です。	市内小中学校で食育教室を開催し、望ましい食習慣の定着を目指します。	保健介護課

(3) 思春期保健対策の充実

性や性感染症予防に関する正しい知識の普及とともに、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に関する教育体制の充実を図ります。

また、警察や病院と連携をすることで、喫煙・薬物に対する指導やワクチンの接種、予防知識の啓発等に取り組みます。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
性や性感染症予防に関する正しい知識の普及	小・中学校で、性や性感染症に関する基礎知識を身に付けさせ、自らの健康を適切に管理する資質や能力を育てる事業です。	引き続き、学校の保健体育の授業等で、取り組みます。	学校保育課
喫煙や薬物に関する教育	室戸警察署のスクールサポーターが主体となって、市内の小中学校でアルコール・タバコ防止教室と薬物乱用防止教室を実施しています。	引き続き、市内小中学校で実施する防止教室に協力参加します。	補導センター 保健介護課
疾病予防対策	子宮頸がんや日本脳炎などの予防ワクチンの助成を行い、次世代を担う可能性の高い年代へ早期からの疾病予防を行うとともに、予防についての啓発も行う事業です。	予防接種法に基づく定期予防接種の実施を継続します。	保健介護課

(4) 小児医療体制の充実

県や関係機関との連携の強化等により、小児医療体制の充実に努めます。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
小児医療体制の充実	情報ネットワークの構築等により、安心して子どもを産み育てられる小児医療体制の充実に向け取り組みます。	継続して実施します。	地域医療 対策課

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発を行うとともに、小中高校生等が子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とのふれあう機会を創出します。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
中・高校生と乳幼児がふれあう機会の拡充 【再掲】	中学生は交流事業、高校生は職場体験において、保育所を訪れて乳幼児とのふれあいや、保育士の手伝いをしながら学習を深める事業です。	職場体験を受け入れることにより、地域交流につなげるとともに、中高生の福祉などへの職業感を育てます。	学校保育課
乳児健診等の活用による中・高校生が赤ちゃんとふれあう場の創出	中・高校生の体験学習の一環として、乳幼児健診や子育てひろば等に出向くことにより、赤ちゃんとふれあう場の創出をする事業です。	赤ちゃんとふれあうことにより、命の大切さを感じる心を育むため、学校側と調整しながら、継続して実施します。	学校保育課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、教育環境等の整備に努めます。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
確かな学力の向上	室戸市教育課題検討協議会において学力課題に対しての分析を行い、学力向上につなげる事業です。	課題分析とそれに対応した取組を継続して実施していくことにより、学力向上につなげます。	学校保育課
小学校への特別非常勤講師の派遣	特色ある学校づくりを推進するため、様々な分野の指導者を社会人講師として学校に派遣する事業です。	各小学校の要望を聞きながら、派遣事業を継続実施します。	学校保育課
豊かな心の形成教育相談	教育研究所において、スクールカウンセラー スーパーバイザーによる教育相談を定期的実施する等、不登校児童等への早期対応に取り組む事業です。	各校の先生との情報共有や関係機関との連携を強化しつつ、継続して実施します。	学校保育課

施策名	施策の内容	方向性	担当課
性や性感染症予防に関する正しい知識の普及 【再掲】	小・中学校で、性や性感染症に関する基礎知識を身に付けさせ、自らの健康を適切に管理する資質や能力を育てる事業です。	引き続き、学校の保健体育の授業等で、取り組みます。	学校保育課
健やかな体の育成	「食」に関する観点から、自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育てるよう対応するとともに、栄養士による学習の機会の場の創出やヘルスメイトを招いての調理実習の開催等を実施する事業です。	学級活動、教科、学校行事等の時間に学級担任と連携して集団的な食に関する指導を行います。また、継続して地域食材を使用し、調理実習を実施します。	学校保育課

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携のもとに家庭や地域における教育力を総合的に高めるための取組を推進します

施策名	施策の内容	方向性	担当課
乳幼児健診等を利用した家庭教育の情報提供	乳幼児健診や「子育て&プレママひろば」等で、理学療養士や保育士、助産師、母子保健推進員等のスタッフが親子に関わり、乳幼児の成長発達を促す関わりの工夫について助言します。	継続して、親子の状況に応じた相談支援や助言を行い、保護者の子育てスキルの強化を図ります。	保健介護課
家庭支援推進 保育事業 【再掲】	日常の習慣や態度の涵養等について、家庭環境や保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童について、指導計画の作成や家庭訪問の実施等の家庭支援を行う事業です。	配慮が必要とされる児童に対して、家庭支援専任の保育士を配置し、連携し対応するなど、すべての保育所で対応できる体制を整えます。	学校保育課
小学校への 特別非常勤講師の派遣 【再掲】	特色ある学校づくりを推進するため、様々な分野の指導者を社会人講師として学校に派遣する事業です。	各小学校の要望を聞きながら、派遣事業を継続実施します。	学校保育課

施策名	施策の内容	方向性	担当課
地域学校協働本部	地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動を実施する事業です。	全小中学校において、地域学校協働本部を設置し、学校での作業や授業など、学校が困っていることを地域に支援してもらい、地域が困っていることに学校が協力できるネットワーク体制を構築します。	生涯学習課

4. 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良好な居住環境の確保

子育てを担う若い世代を中心に安定的に住居を確保できるよう、市営住宅への入居における子育て家庭への支援を進めるとともに、シックハウス対策等、ニーズに応じた対策を実施していきます。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
多子世帯の市営住宅への優先的入居	3人以上の18才未満の児童のいる者で、速やかに市営住宅へ入居することを必要としている者について、優先入居制度の適用を検討する事業です。	引き続き市営住宅入居者選考委員会での選考の際に、優先的入居として取り扱います。	財産管理課
市営住宅入居情報提供の促進	ゆとりのある住宅の確保のために、市営住宅の入居募集を「広報むろと」に掲載するとともに、主要公共施設へ掲示し、情報提供を促進する事業です。	引き続き「広報むろと」に掲載するとともに、市内11か所の掲示板での情報提供や、今後は市ホームページにも掲載するなど、入居希望者が情報を得やすい環境づくりに取り組みます。	財産管理課
室内空気環境の安全性の確保	室内空気環境の安全性を確保するため、公営住宅の建替時は基準に基づきシックハウス対策を実施する事業です。	公営住宅の建替時には、シックハウス対策に取り組んでいきます。	財産管理課

(2) 安心して外出できる環境の整備

子ども、妊産婦等のすべての人が安心して外出できるよう、安全な道路交通環境の整備、公共交通機関、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

また、子どもたちが、安全に安心して遊ぶことができるよう、公園等の公共的施設を適正に管理するとともに、地域の人たちと連携し、子どもの安全対策に取り組みます。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
通学路・通園路の安全環境の整備促進	歩道のない学校・保育所の通学・通園路について学校・保育所等の関係機関と道路管理者との協議の上、歩道整備や路面標示を行うなど、園児・児童・生徒等の交通安全を図る事業です。	継続して実施します。	建設土木課
公園や公共施設等の乳幼児トイレ等の整備	公園や公共施設等において、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備の促進を図る事業です。	継続して実施します。	生涯学習課 観光ジオパーク推進課
子育てバリアフリーマップの作成・配布	乳幼児と一緒に安心して出かけることのできるバリアフリー化や、トイレや乳幼児用のトイレが設置された施設等の場所を示した「子育てバリアフリーマップ」を作成し、子育て世代に配布する事業です。	継続して実施します。	保健介護課
防犯灯の設置	市内各地の通学路や生活道に防犯灯を多数設置しており、その維持管理に努めるとともに、防犯上危険と認められる地域については、今後も新設を推進する事業です。	年7灯程度の防犯灯の設置に努めていきます。	総務課

(3) 子どもの安全・安心の確保

子どもを交通事故から守るため、警察・保育所・小中学校をはじめとする関係機関との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止策を推進します。

また、災害時の避難支援や、教育機関・保育施設等の対応について、各部局の連携を図りながら、子どもの安全を第一に行動できる体制を整えます。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
保育所の交通安全教室	保育所、警察、交通安全指導員等と連携し、子ども向けのDVD等を使用しわかりやすく、楽しい交通安全教室を実施する事業です。	関係機関との連携を強化し、随時対応していきます。	総務課
小学校の交通安全教室	学校、警察、交通安全指導員等と連携し、1・2年生は信号機を利用した横断の練習、3年生以上は運動場での自転車教室等の交通安全教室を実施する事業です。	継続して年10回程度実施します。	総務課
街頭指導の徹底	各交通安全週間・毎月20日の県民交通安全の日等に警察・交通安全指導員等の関係機関、学校関係者・PTA等と協力し、朝の通学時間帯に通学路で街頭指導を行い、交通安全意識の高揚を図る事業です。	継続して各交通安全週間及び毎月20日の県民交通安全の日に計18回程度実施します。	総務課
チャイルドシート使用推進	チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について広報・チラシ等により積極的に啓発する事業です。	継続して交通安全期間中の啓発運動として実施します。	総務課
防災教育の推進・充実	災害対応・避難訓練には、各学校・保育所ごとに創意工夫して多様な学習を実施し、地域や消防と連携した危機管理体制の充実・強化を図ります。	継続して実施します。	学校保育課

(4) 子どもを犯罪等の被害から守る活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、学校付近や通学路等においてPTAや学校関係者、ボランティア等によるパトロール活動を推進します。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
子どもを犯罪から守るための情報交換の実施	警察、学校、保護者、関係機関等で構成する運営協議会を年2回開催して情報交換を行うとともに、常任補導委員会、地区補導委員会(9地区)等の開催、各地区で夏休みの夜間にパトロールを実施する事業です。	街頭指導として、毎日午前・午後の巡回と、スクールサポーターとの合同巡回を月数回実施します。夏休み夜間特別合同補導は、7月下旬から8月末にかけて、警察・学校・地区補導委員・保護者等の協力を得ながら実施します。また、警察と合同で市街地放課後合同補導を毎月1回程度実施します。	補導センター
学校・PTA・関係機関等によるパトロールの実施	各学校で必要に応じて学校付近、通学路などでPTAや関係機関等と連携して、パトロール活動の実施、事件・事故等の発生あるいはその恐れがある場合には、教職員等が協力して家庭まで同行する等して、子どもたちの安全を図る事業です。また、教育委員会にスクールガードリーダーを配置し、各小中学校の登下校時の見守りを実施します。	緊急時のパトロール等については、随時対応、スクールガードリーダーの配置については継続して実施します。	学校保育課
子どもを対象とした防犯講習の実施	小学生に防犯ブザーを配付、また、各小中学校・保育所において警察署や関係機関の協力により防犯訓練や火災訓練等を実施するとともに、危機管理マニュアルを作成し、学校内・保育所内での事件・事故がないよう努める事業です。	継続して実施します。	学校保育課

施策名	施策の内容	方向性	担当課
地域で子どもを見守るシステムづくり	警察署により各地区に「子ども110番の家」が設置されており、日頃から地域において子どもの安全に気をかけてもらうとともに、万一の場合に備え、その活用方法について新入学児を含め、全児童に周知徹底するよう取り組む事業です。	継続して実施します。	学校保育課

(5) 経済的負担の軽減

子育てに係る経済的負担を軽減するために、児童手当の支給、保育料の軽減を行っており、今後も継続的に実施していきます。乳幼児等医療費の助成については、平成27年度に全額助成対象者を中学生まで拡大しました。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
児童手当の支給	中学校3年生までの子どもを養育している親に児童手当を支給する事業です。	継続して実施します。	福祉事務所
乳幼児等医療費の助成	0歳から15歳に達する日以降における最初の3月末までの者への医療費の助成を行う事業です。	対象年齢の引上げを検討していきます。	福祉事務所
多子世帯の保育料減免	子育て家庭の経済的負担の軽減のため、第二子以降の保育料の減免を行う事業です。	引き続き対象世帯への減免、経済的負担の軽減を図ります。	学校保育課
保育所等における副食費の無償化	令和元年10月より幼児教育・保育の無償化制度がスタートしたことに伴い、これまで保育料に含まれていた副食費が実費徴収として各保育所が徴収する費用と位置づけられたが、室戸市では、独自に副食費の補助を実施し、保護者の負担軽減を図ります。	子育て世代の経済的負担軽減のため、継続して実施します。	学校保育課

5. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 多様な働き方の実現

女性の社会進出、就労状況や就労形態の変化、夫婦共働き家庭の増加など、多様な働き方、働き方の見直しを進めていくことができるよう、啓発活動を進めます。

また、男性を含めたすべての人が仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、働き方の見直しに向けた意識啓発を進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
育児休業制度・看護休暇制度の普及啓発	男女を問わず育児休業、看護休暇の取りやすい職場環境づくりのための広報・啓発活動を行います。	ワーク・ライフ・バランスの推進のため、職場の労働環境の改善について啓発、周知を行います。	人権啓発課 産業振興課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

男女がともに働きやすく、希望した形で子育てに向き合い、それぞれが仕事と生活の両立を図ることのできるよう、男女共同参画意識の啓発に努め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進します。

施策名	施策の内容	方向性	担当課
家庭や職場等における男女共同参画意識の啓発	家庭や職場等における男女共同参画意識の向上のため、啓発や広報・研修会などを行います。	家庭や職場等における固定的性別役割分担意識を改め、男女がともに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けて啓発や周知を行います。	人権啓発課
育児休業制度・看護休暇制度の普及啓発【再掲】	男女を問わず育児休業、看護休暇の取りやすい職場環境づくりのための広報・啓発活動を行います。	ワーク・ライフ・バランスの推進のため、職場の労働環境の改善について啓発、周知を行います。	人権啓発課 産業振興課

資料編

室戸市子ども・子育て支援会議設置条例

平成25年6月27日

条例第29号

(設置等)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。第3条において「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、室戸市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を設置するとともに、同条第3項の規定により支援会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 支援会議は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し学識経験を有する者その他市長が適当であると認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 支援会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

室戸市子ども・子育て支援会議委員名簿

氏名		役職名
会長	柴野 真理	佐喜浜保育所園長
副会長	劔物 泰正	室戸小学校PTA会長
	山本 李恵	佐喜浜放課後子ども教室地域コーディネーター
	溝渕 泰裕	むろと保育園保護者会会長
	石建 結香	むろと保育園園長
	仙頭 清	室戸市小・中学校長会会長
	長崎 信彦	安芸地区交通安全指導員協議会室戸支部支部長
	川西 孝和	むろとぴあ医院院長
	和田 真由美	高知県安芸福祉保健所健康障害課チーフ
	有田 尚美	学識経験者

順不同、敬称略

策定の経緯

年月日	事項
平成30年11月30日	平成30年度第1回子ども・子育て支援会議実施 【主な議題】 ・計画策定に係るスケジュールについて ・ニーズ調査における調査票の内容について
平成31年1月8日～ 平成31年1月21日	第2期計画策定のためのアンケート調査実施
令和元年5月28日	令和元年度第1回子ども・子育て支援会議実施 【主な議題】 ・ニーズ調査の結果報告について ・ニーズ量の推計について
令和元年10月30日	令和元年度第2回子ども・子育て支援会議実施 【主な議題】 ・第1期計画及び次世代育成支援行動計画の評価について ・第2期計画の骨子案について
令和元年11月26日	令和元年度第3回子ども・子育て支援会議実施 【主な議題】 ・第2期計画の素案について
令和元年12月26日～ 令和2年1月17日	第2期計画策定のためのパブリックコメント実施
令和2年2月3日	令和元年度第4回子ども・子育て支援会議実施 【主な議題】 ・パブリックコメントの結果について ・第2期計画 素案について

第2期 室戸市子ども・子育て支援計画
令和2年度～令和6年度

発行年月：令和2年3月

発行：室戸市 学校保育課

〒781-7185 高知県室戸市浮津25番地1

電話：0887-22-1111（代表）